

オーストリア

特許法

2014年1月1日施行

目次

I. 総則

- 第1条 特許を受けることができる発明
- 第2条 特許性の例外
- 第3条 新規性
- 第4条 特許を受ける権利
- 第5条
- 第6条 従業者による発明
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条 [削除]
- 第19条
- 第20条 発明者として名称表示される権利
- 第21条 代理人
- 第22条 特許権の効力
- 第22a条
- 第22b条
- 第22c条
- 第23条
- 第24条 - 第25条 [削除]
- 第26条
- 第27条 特許権共有者の関係
- 第28条 特許権の存続期間
- 第29条 [削除]
- 第30条 特許権者の法規定の遵守義務
- 第31条
- 第32条

第 33 条 移転
第 34 条 質権
第 35 条 任意ライセンス
第 36 条 強制ライセンス
第 37 条
第 38 条 ライセンスの移転
第 39 条 - 第 42 条 [削除]
第 43 条 特許登録簿への登録
第 44 条 担保権
第 45 条 紛争に関する登録
第 46 条 消滅
第 47 条 取消
第 48 条 無効宣言
第 49 条 権原不存在の宣言
第 50 条 従属の宣言
第 51 条 報復する権利
第 52 条 期間
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条

II 特許所管当局及び特許に関連する機構

第 57 条 特許庁の業務範囲
第 57a 条 特許庁が行うサービス及び情報提供
第 57b 条
第 58 条 特許庁の所在地及び構成
第 58a 条
第 58b 条
第 59 条 [削除]
第 60 条 特許庁の組織
第 61 条
第 62 条 各部における決定
第 62a 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条 官服
第 68 条 事務手続
第 69 条

- 第70条 - 第75条 [削除]
- 第76条 除斥理由
- 第77条 当事者の代理人
- 第78条 無資格代理行為の禁止
- 第79条 特許公報
- 第80条 特許登録簿, 特許明細書
- 第81条 書類の閲覧
- 第81a条 寄託生物材料の試料
- 第82条 規律違反及び不謹慎行為に対する処罰
- 第83条
- 第84条
- 第85条 書類の送達
- 第86条

III 手続

A. 特許権の付与

- 第87条 特許出願
- 第87a条 開示
- 第88条 単一性
- 第89条 出願要件
- 第89a条
- 第90条 [削除]
- 第91条
- 第91a条
- 第92条
- 第92a条 出願分割
- 第92b条 出願変更
- 第93条 優先権
- 第93a条
- 第93b条
- 第94条
- 第95条
- 第96条 - 第98条 [削除]
- 第99条 法律の遵守についての審査
- 第100条 出願の拒絶
- 第101条 出願公開
- 第101a条
- 第101b条 第三者の意見
- 第101c条 特許の付与
- 第101d条 出願の取下又は拒絶の公示

第 102 条 異議申立
第 103 条 異議申立手続
第 104 条 証拠の評価及び決定
第 105 条 費用
第 106 条 [削除]
第 107 条 異議申立に関する決定の公示
第 108 条 取消の効果
第 109 条 - 第 111 条 [削除]

B. 調査及び意見

第 111a 条 請求の要件及び処理

C. 特許に関する紛争

第 112 条 請求
第 113 条 即時拒絶
第 114 条 請求書の様式及び内容
第 114a 条 第三者の参加
第 115 条 特許に係わる紛争に関する請求の手続
第 115a 条 異議申立手続を理由とする停止
第 116 条 準備手続
第 117 条 口頭審理を行うことなく手続を終結させること
第 118 条 口頭審理への召喚
第 119 条 口頭審理
第 120 条 証拠及び証拠調べ
第 121 条 評議及び票決
第 122 条 手続費用
第 123 条 決定の内容
第 124 条 決定の告知
第 125 条 調書
第 126 条 裁判所の援助
第 127 条 手続の再開
第 128 条
第 128a 条 出願についての追加的処理
第 129 条 原状回復
第 130 条
第 131 条
第 132 条 [削除]
第 133 条
第 134 条
第 135 条
第 136 条

第 137 条 執行

IV. 上訴審としてのウィーン控訴裁判所及び最高裁判所

A. 特許庁の技術部及び法律部の決定に関する上訴

第 138 条 上訴

第 139 条 手続

第 140 条 更なる不服申立

B. 特許庁無効部の決定に対する上訴

第 141 条 上訴

第 142 条 法律点に関する不服申立

第 143 条 法律点に関する上訴及び法律点に関する更なる不服申立

C. 通則

第 144 条 法的支援

第 145 条 送達, 代理, 手続参加, 記録閲覧

第 145a 条—第 145 b 条 [削除]

第 146 条 合議体の構成

V. 特許権侵害及び情報提供義務

第 147 条 差止請求権

第 148 条 除去の請求

第 149 条 判決の公表

第 150 条 金銭的請求

第 151 条 計算書の作成

第 151a 条 出所及び配給網に関する情報

第 151b 条 仮差止

第 152 条 使用者責任

第 153 条 連帯責任

第 154 条 消滅時効

第 155 条 方法特許

第 156 条 先行問題

第 157 条 先例となる手続の取扱

第 158 条 仮保護

第 159 条 訴追することができる特許侵害

第 160 条 私法に基づく請求

第 161 条 刑事訴追に関する特殊性

第 162 条

第 163 条 宣言的決定を求める請求

第 164 条 [削除]

第 165 条 特許保護に関する情報の提供義務

VI. バイオ特許監視委員会

第 166 条

第 167 条

第 168 条 - 第 172 条 [削除]

VII. 経過規定及び最終規定

第 173 条 経過規定

第 174 条

第 175 条

第 176 条

第 176a 条

第 176b 条

第 177 条 最終規定

第 178 条

第 178a 条 [削除]

第 179 条

第 180 条

第 180a 条

第 180b 条

第 181 条

第 181a 条

第 182 条

第 183 条

I. 総則

第1条 特許を受けることができる発明

(1) 全ての技術分野における発明であって、新規性を有し(第3条)、技術水準を考慮したとき、当該技術に熟練した者にとって自明でなく、かつ、産業上利用することができるものは、出願することによって特許が与えられる。

(2) (1)の条件を満たしている発明は、その発明が生物材料で構成されている、若しくはそれを含んで生産物又は生物材料を生産、処理若しくは使用方法に係る場合であっても特許が付与される。上記の生物材料とは、遺伝情報を含んでおり、かつ、自力で生殖すること又は生物学的方法で生殖させることができる材料のことをいう。特許を受けることができるこれらの発明には、次のものが含まれる。

1. 自然環境から分離された、又は技術的手段によって生産された生物材料。それが前に自然界において生じていた場合も、同様とする。

2. 構成要素であって、人体から分離されたもの又は技術的方法を使用して、それ以外の方法で製造されたもの。これには、遺伝子の配列又は部分配列が含まれ、また、当該構成要素の構造が、天然の構成要素の構造と同一である場合も同様とする。

(3) 特に、次に掲げるものは発明とみなさない。

1. 発見並びに科学の理論及び数学的方法

2. 人体であって、形成及び発育の種々の段階にあるもの

3. 遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素についての単なる発見

4. 審美的創作物

5. 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム

6. 情報の提示

(4) (3)の規定は、同項に掲げる内容又は活動について、それら自体に保護が求められる場合に限り、特許権の付与を排除する。

第2条 特許性の例外

(1) 次に掲げる事項については、特許を付与しない。

1. その実施が、「公の秩序」又は善良の風俗に違反することになる発明。ただし、実施が法規によって禁止されているという理由のみでは、その実施が前記の違反に該当するとはみなさない。この意味において、特に下記の事項は特許性がないとみなす。

a) ヒトをクローン化する方法

b) ヒトの遺伝子系列の遺伝的同一性を変更する方法

c) ヒトの胚の使用

d) ヒト及び動物の生殖細胞、全能性を有する細胞から生じるキメラの生産及び利用

e) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、人間又は当該動物に対する実質的利益を与えることなく、当該動物に苦痛を与える虞のあるもの。当該方法から発生する動物に対しても、特許を付与しない。

2. 人体又は動物の体についての外科的又は治療的処置のための方法及び人体及び動物の体について行う診断方法。この規定は、これらの方法の何れかに使用される生産物、特に物質

又は組成物に対しては適用しない。

(2) 特許は、植物若しくは動物の種類並びに植物又は動物を生産するための基本的に生物学的方法に対しては付与しない。植物品種の概念は、共同体植物品種に関する規則(EC)第2100/94号、1994年9月1日の公報第L 227号、1頁の第5条に関する、規則(EC)第2506/95号、1995年10月28日の公報第L 258号、3頁における改正条文において定義されている。動物及び植物を生産するための方法は、それが交配又は淘汰のような自然現象のみによって構成されているときは、本質的に生物学的方法である。植物又は動物に関する発明は、その発明の技術的実行可能性が特定の植物又は動物に限定されていない場合は、特許を受けることができる。植物又は動物を生産するための本質的に生物学的方法には特許を付与しない旨の、本項第1文の規定は、微生物学的その他の技術的方法又は当該方法を使用することによって取得される生産物に関する発明の特許性を阻害しない。ここで使用されている微生物学的方法とは、微生物学的物質に係る、又はそれに基づいて行われる、又はそれを生じることになる全ての方法を意味する。

(3) (1)1. a)からc)までを適用するときは、本法施行時に有効な条文による、生殖用医薬品に関するオーストリア法、連邦法律公報(以下「BGB1」と表記する)No. 257/1992、の個々の規定が考慮されなければならない。

第3条 新規性

(1) 発明が技術水準に属していないときは、その発明は新規であるとみなす。技術水準は、出願についての優先日前に、書面又は口頭での説明、使用その他の方法によって、公衆が利用することができるようになっていた全てのものを含む。

(2) 更に、技術水準は、次に掲げる出願であって、先の優先日を有するものに係わる原出願書類中の内容であり、後の出願の優先日以後に初めて公開されたものも含む。

1. 本連邦法(以下「本法」と略記する。)に基づく特許出願
2. 実用新案法、BGB1. No. 211/1994、に基づく実用新案出願
3. 特許条約導入法、BGB1. No. 52/1979、第1条6. の意味における国際出願。ただし、前記法第16条(2)に規定した条件が満たされていることを条件とする。及び
4. 特許条約導入法第1条4. の意味における欧州特許出願
5. 特許条約導入法第1条4. の意味における欧州特許出願。ただし、その欧州特許が国際特許出願から生じたものであるが、欧州特許条約、BGB1.No. 350/1979、第153条(5)の条件のみが満たされている場合とする。それらの先の出願は、発明が当該技術に熟練した者にとって先行技術から自明であるか否かの問題を判断するときは、考慮しない。

(3) 技術水準に属する物質又は組成物の特許性は、それらが第2条2. において言及した方法で使用することが予定されており、それらの方法におけるその使用が技術水準に属していないときは、(1)及び(2)の規定によって排除されない。(1)及び(2)はまた、前記方法の1における特定の使用での前記物質又は組成物の特許性を、その方法が技術水準に含まれていない場合は、排除しない。

(4) (1)及び(2)の規定の適用上、発明の開示は、それが出願日前6月以内に行われており、かつ、直接又は間接に次のことに起因しているときは、考慮に入れない。

1. 出願人又はその法律上の前権利者にとって不利となる明白な濫用、又は
2. 出願人又はその法律上の前権利者がその発明を、国際博覧会に関する条約、BGB1.

No. 445/1980, の意味での公の又は公に認められた博覧会において展示した事実

(5) (4)2. の規定は、出願人が出願時に、その発明を博覧会において展示したことを陳述し、かつ、出願後 4 月以内に博覧会の主催者による、それを裏付ける確認書を提出した場合に限り適用する。博覧会の開催日と最初の開示日が同日でないときは、その両方の日を確認書に記載しなければならない。更に、この確認書には、主催者による証明の文言が付された、発明の特定を添付しなければならない。

第 4 条 特許を受ける権利

(1) 発明者及びその権原の承継人に限り特許の付与を受ける権利を有する。反証が挙げられるまでは、最初の出願人を発明者とみなす。

(2) 特許によって既に保護されている発明又は特許を生じさせることになる出願の中にある発明についての改良又はその他の更なる変更が、その親特許の特許権者又はその権原の承継人により出願されるときは、当該特許権者又はその承継人は当該改良又はその他の更なる変更に関する独立特許又は親特許に従属する追加特許を受ける権利を有する。

第 5 条

(1) しかしながら、最初の出願人は、同人が発明者若しくはその権原の承継人でない場合又は発明の本質的内容が、前記の者の承諾を得ていない、第三者の説明、図面、ひな形、器具若しくは装置から、又は第三者が使用した方法から窃取されている場合は、特許を受ける権利を有さない。

(2) 発明が発明についての 1 の所有者から、その承諾を得ていない他者によって継続して取得されている場合において紛争が生じたときは、発明についての先の所有者が後の所有者に対して優先権を有する。

第 6 条 従業者による発明

(1) 従業者もまた、雇用期間中に行った発明に関して、特許を受ける権利(第 4 条)を有する。ただし、契約により別段の定めがあるとき(第 7 条(1))又は第 7 条(2)に規定する事情の下にあるときは、この限りでない。

(2) 「従業者」とは、あらゆる種類の、給与及び賃金の取得者をいう。

第 7 条

(1) 使用者と従業者との間の契約であって、従業者の将来の発明を使用者に帰属させるもの又は使用者にその発明を実施する権利を与えるものは、その発明が職務発明((3))である場合に限り有効とする。有効にするためには、契約は書面によらなければならない。契約が団体契約(労働組合法, BGBI. No. 22/1974, 第 2 条(1))に含まれている場合にも、この要件は満たされなければならない。

(2) 雇用関係が公法に基づくものである場合は、使用者は、従業者と契約を締結する必要なしに、従業者の発明について全面的に権利を主張すること又は当該発明を実施する権利を主張することができる。この権利は第三者に対しても有効である。この場合は、次項並びに第 8 条から第 17 条まで及び第 19 条の規定を準用する。

(3) 職務発明とは、従業者が行った発明であって、発明の内容から、その従業者が勤務する

企業の業務範囲内にあるものとする。ただし、次に該当していることを条件とする。

- (a) 発明をもたらした活動が従業者の雇用上の義務の一部であること、
- (b) 従業者の発明に対する報酬が同人の企業内での業務を基礎としていること、又は
- (c) 発明を行う上で、企業内の経験又は資源を使用することにより著しい利便を受けたこと

第8条

(1) 如何なる場合にも、従業者はその発明を使用者に譲渡すること又は発明実施の権利を付与することに対し、相当の対価を受け取る権利を有する。

(2) ただし、従業者が明示して、その使用者の企業内で行う発明業務のために雇用されており、それが事実上、従業者の主たる職務であり、かつ、当該活動により発明がもたらされた場合は、当該従業者は、発明行為から見て雇用契約に基づいて受領される比較的高額な支払でも十分な報酬にならない範囲においてのみ、特別な対価を受け取る権利する。

第9条

対価(第8条)の査定に関しては、個々の事情を基にし、特に次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (a) 当該発明が企業に対して有する経済的重要性
- (b) オーストリア又は外国において、当該発明に関して行われるその他の実施
- (c) 発明をもたらす上で、使用者の企業による報酬、経験、予備的作業若しくは資源又は職務上の指示が果たした役割

第10条

(1) 対価の妥当性に係る事情において重大な変化が生じた場合は、当事者の一方からの請求により、その対価を公正な判断に基づき、後で変更することができる。ただし、従業者が先の査定に基づいて受領した支払は、如何なる場合にも返還されない。同様に、先の査定を基にして既に行われたか、又は支払義務が生じる対価は、対価の支払が1回払いの形式である場合を除き、後で追加をすることができない。

(2) 使用者が発明を第三者に譲渡した場合において、使用者が当該譲渡によって取得する収益金が、使用者が支払った対価と明らかに不均衡であるとき又は使用者が引き続き発明の実施に関与し、従業者に支払った対価と明らかに不均衡な利益を得たときも、従業者は対価の変更を請求することができる。

(3) 当該請求((1)及び(2))は、対価についての先の査定から1年が経過するまでは行うことができない。

第11条

(1) 対価(第8条から第10条まで)の金額が使用者による発明の実施に依存させられており、かつ、使用者がその企業の経済的重要性に見合う程度にその発明を実施しなかったときは、対価は、使用者が企業の経済的重要性に見合う程度にその発明を実施したものとして査定される。

(2) 使用者が発明を第三者に譲渡したか又はそれ以外の方法で処分したときも、同じ方法で査定される。ただし、従業者が当該の譲渡又は処分に同意していた場合及び当該の譲渡又は

処分が単なる擬制であることを証明しなかったときは、この限りでない。

(3) 使用者が発明の実施権を、従業者が指定する第三者に付与することを引き受けた場合は、使用者は(1)の規定に基づく対価の支払義務を免れる。実施権を付与される第三者は使用者に対し、第9条(c)に基づいて査定された発明についての使用者の貢献分を補償しなければならない。当該補償については、第10条の規定に基づいて、後にその変更を求めることができる。

(4) 発明に係わる諸般の事情を考慮した場合、使用者が発明を実施することが全く期待できないか、又は現に行っている実施の程度若しくは譲渡その他の処分がなければ行つたと期待される実施の程度を上回って実施することが期待できないときは、当該請求((1)及び(2))を行うことはできない。ただし、使用者がその発明を実施することなく、その発明から利益を得ているときは、従業者に相当の対価を支払わなければならない。

第12条

(1) 従業者による将来の発明を使用者に帰属させる旨の契約が存在している場合は(第7条)、従業者は、明らかに契約条件の対象外である発明を除き、自らが行った全ての発明について直ちに使用者に通知しなければならない。使用者は通知を受けてから4月以内に、その発明が職務発明である旨を既存の契約に基づいて主張するか否かを従業者に通知しなければならない。

(2) 従業者が前記の通知を行わなかった場合は、従業者は逸失利益を含む損害に対して、使用者に損害賠償をする義務を負うものとするが、これによって発明についての使用者の権利が損なわれることはない。使用者が発明について権利主張しないか又は権利主張しない旨を通知した場合は、その発明は従業者に帰属する。

第13条

(1) 使用者及び従業者は、第12条(1)に規定する通知及び権利主張の対象である発明に関して守秘義務を負う。

(2) 従業者の守秘義務は、次に掲げる事情においては消滅する。

(a) 使用者が所定の期間内に、第12条(1)に規定した権利主張をしなかったか又は権利主張をしない旨を通知した場合、又は

(b) 使用者が適時に発明についての権利主張をし(第12条(1))、かつ、守秘義務の要件を放棄した場合

(3) 前項の規定による守秘義務の消滅は、他の方法で従業者に課せられている如何なる守秘義務にも影響を及ぼさない。

(4) 使用者の守秘義務は、使用者が適時に発明についての権利主張を行い(第12条(1))、従業者がその主張に対して反論しなかったときは、消滅する。

(5) 守秘義務は、使用者又は従業者が特許出願をすること又は権利を守るためにそれ以外の措置を取ることを妨げない。

(6) 守秘義務に違反した使用者又は従業者は、逸失利益を含め、他方当事者が被った損害を救済する義務を負う。

第14条

使用者が従業者に職務発明の対価を支払い、その後、実際にはその従業者ではなく、使用人

他の従業者が発明をしたこと又は他の従業者がその発明に貢献したことが分かった場合は、使用者は、対価を、その全体についてであれ又は発明についての正当な権利主張者の貢献分についてであれ、正当な権利主張者に対して支払う義務を負わない。ただし、使用者が善意で支払をしたこと及び正当な権利主張者との法的関係において、その発明が当該使用者に帰属していることを条件とする。

第 15 条

(1) 使用者が従業者と職務発明に関する契約を締結している場合は、使用者は何時でも発明についての権利の全部又は一部を放棄することができる。その場合、従業者は権利放棄がされた範囲において、発明についての権利を従業者本人に譲渡するよう要求することができる。

(2) 使用者が発明についての権利の全てを放棄した場合は、権利放棄をしたときから対価の支払義務は消滅する。権利の一部放棄の場合において、従業者に譲渡された発明についての別途の実施が可能なときは、使用者は対価の削減を要求することができる。

(3) 権利放棄前の期間に係わる対価についての支払義務は、権利放棄によって影響を受けない。

第 16 条

第 6 条から第 15 条までの規定から生じる使用者及び従業者の権利は、雇用契約の終了によって影響を受けることはない。

第 17 条

第 6 条から第 16 条までの規定に基づく従業者の権利は、契約によって撤回させること又は制限することができない。

第 18 条 [削除]

第 19 条

第 7 条から第 15 条までの規定に基づく使用者及び従業者の請求権は、3 年が経過したとき時効により消滅する。

第 20 条 発明者として名称表示される権利

(1) 発明者は、発明者として名称表示される権利を有する。

(2) この権利は、譲渡すること又は相続することができない。当該権利の放棄は、法的効力を有さない。

(3) 請求により、発明者は出願公開、公開に関する公示、特許付与の公示、特許明細書、特許証における記載により、及び登録簿への記載により名称表示される。特許付与の公示が既に行われており、かつ、特許証が既に発行されている場合において請求があったときは、発明者の名称を表示する特別の証明書を発行し、また、特許公報に別途の公示を掲載する。発明者の名称表示は、特許庁が発行する優先権を証明する書類にも含める。

(4) 前記の請求は、発明者、出願人又は特許権者の何れかによってされなければならない。複数の者が請求権を有する場合は、請求者は、請求権者全員が共同で請求するときを除き、

他の請求権者が同意している旨の証明書を提出しなければならない。発明者として既に名称表示されている者以外の者が、当該人に追加して又はその代わりに、発明者としての名称表示を受けることになるときは、既に名称表示されている者の同意が証明されなければならない。

(5) 出願人、特許権者又は発明者として既に名称表示されている者が同意を拒む場合において、請求があったときは、特許庁が、発明者としての名称表示を求める主張について決定する。

(6) 前記の請求(5)は、紛争に関する手続規定に従って処理する。特許の付与を、当該請求に関する手続に係属しているという事実によって停止してはならない。請求を認める最終決定が下されたときは、正当権利者の請求により、(3)の規定に基づく措置を取る。

第21条 代理人

(1) 特許庁に対して代理人として手続をする者は、その住所又は営業所をオーストリアに有していなければならない。ただし、弁護士、特許弁護士及び公証人については、当該職種に関する規則を適用する。代理人は委任状正本又はその真正認証謄本を提出することにより、自己の授権を証明しなければならない。複数の者に対して委任が行われている場合は、各人が単独で代理人として手続をすることができる。

(2) 弁護士、特許弁護士又は公証人は、現に書証を提出することなく、自己の授権に言及することができる。

(3) 代理人が委任状なしに、又は(2)の場合において、代理人に付与された権限に言及することなしに、代理人として手続をした場合は、代理人が行った手続上の行為は、所定の適正な期間内に、代理人が正規の委任状を提出した、又は代理人に付与された権限に言及したときに限り有効とする。

(4) オーストリアに住所も営業所も有していない者は、第77条に規定する代理人によって代理される場合に限り、特許庁に対し、本法に基づく権利を主張することができる。住所又は営業所が欧州経済地域又はスイス連邦内にある場合は、本法に基づく権利を主張するためには、オーストリアに住所を有する送達受領人を指定することをもって足りる。送達受領人の住所のある EEA 加盟国と結ばれた条約によって又は他の方法で、記録の送達が確保されている場合は、オーストリアにおける主たる住所の要件は EEA 加盟国の国民には適用されない。鑑定及び調査を含め、特許庁が提供する情報その他のサービスを利用する上では、代理人の指定も、また送達受領人の指定も必要としない。

(5) 管轄権に関する法律第 83c 条に加え、特許に係る事項に関しては、次に掲げる場所を、オーストリアに住所も営業所も有していない特許権者の住所又は営業所とみなす。

1. 代理人のオーストリアの住所又はオーストリアの営業所、又は
2. 送達受領代理人のオーストリアの住所、又は
3. オーストリアの住所若しくはオーストリアの営業所を有する代理人又はオーストリアの住所を有する送達受領代理人がない場合は、特許庁の所在地

(6) 特許庁に対する手続をする者としての弁護士、特許弁護士又は公証人に対して行われる委任は、特許庁に対し、及び認証される場合は上訴審に対し、法により本法によって生じる全ての権利を主張する権限を与える。これには、次のものが含まれる。

特許出願をすること、

出願を限縮すること又は取り下げること，
異議申立をすること，
特許を放棄すること，
無効部によって処理される請求を提出すること及び取り下げること，
示談をすること，
あらゆる種類の文書の受領，
庁手数料の支払及び手続及び相手方代理行為の費用の支払，並びに
複代理人を選任すること。

(7) (6)の規定による委任は，特定の財産権及び特定の手続に関する代理行為に限定することができる。ただし，委任者の死亡又はその法的能力の変更の何れによっても消滅しない。

(8) 弁護士，特許弁護士又は公証人でない代理人が，付与された特許の全部又は一部の放棄を委任される場合は，同人はその委任をされている旨を明示しなければならない。

第 22 条 特許権の効力

(1) 特許はその特許権者に，他人がその発明の対象を業として生産し，流通させ，販売の申出をし，若しくは実施すること又は前記の目的で輸入若しくは所持することを排除する権利を与える。特許権の効力は，研究及び試験並びにそれに付随する実務的必要事項が医薬製品を販売するための許可，認可又は登録を取得するために必要な場合には，それらには及ばない。

(2) 特許が方法に関して与えられている場合は，その効力は，当該方法による直接的生産物にも及ぶ。

(3) 特許は更に，第三者は，特許権者の承諾なしには，発明の基本的要素に関する手段をその発明の実施のために，発明についての実施権者以外の者に提供すること又は引渡すことを禁じられるという効力を有する。ただし，これについては，第三者が，その手段が発明の実施に適していること及び使用することが意図されていることを知っているか，又はそれに関する事情から見て，それが明らかであることが条件とされる。

(4) (3)の規定は，それらの手段が一般に市場で入手できる製品である場合は，第三者が故意に，供給を受けた者が(1)によって禁止されている方法で使用するようになるときを除き，適用しない。

(5) (1)に記載した行為を業として行わない者は，(3)に言う，発明の実施権者とはみなさない。

第 22a 条

(1) 公開された特許出願又は特許によって与えられる保護の範囲は，クレームの表現によって決定する。しかしながら，発明の説明及び図面は，クレームを解釈するために使用する。欧州特許条約第 69 条の解釈に関する付随書を準用する。

(2) 特許付与までの期間に関しては，出願によって与えられる保護の範囲は，最後に提出され，第 101 条の規定による公開の一部であるクレームによって決定される。しかしながら，付与された，又は異議申立若しくは無効手続において補正された特許が，出願によって与えられた保護の範囲を遡及して決定するものとするが，当該保護がそれによってその範囲を拡張されないことを条件とする。

第 22b 条

(1) 発明の結果として一定の特性を有する生物材料に関して特許によって与えられる保護は、その生物材料から有性生殖又は無性生殖によって同一の又は異なる形態で派生し、同一の特性を有する生物材料に及ぶ。

(2) 発明の結果として一定の特性を有する生物材料を生産できるようにする方法に関して特許によって与えられる保護は、当該方法によって直接に取得される生物材料及び直接に取得された生物材料から有性生殖又は無性生殖によって同一の又は異なる形態で派生し、同一の特性を有する他のすべての生物材料に及ぶ。

(3) 遺伝子情報をその構成要素としているか、又は含有している生産物に関して特許によって与えられた保護は、第 1 条(3)2. 及び 3. に定めている場合を除き、その生産物が取り込まれており、また、その遺伝子情報が含有されており、その機能を果たす全ての材料に及ぶ。

第 22c 条

(1) 第 22 条において言及した保護は、特許権者又はその承諾を得た第三者が欧州経済地域の市場に投入した生物材料から有性生殖又は無性生殖によって取得された生物材料に対しては、その有性生殖又は無性生殖がその生物材料を市場に出す目的であった利用から必然的に生じる場合は、及ばない。ただし、取得された材料がその後、更なる有性生殖又は無性生殖のために使用される場合は、適用しない。

(2) 第 22b 条の規定を一部修正し、特許権者又はその承諾を得た第三者による、植物増殖材料の農業経営者に対する販売又はその他の形式による商業化は、後者による有性生殖又は無性生殖の収穫物である生産物を同人の農場において使用することについての許可を含意する。この一部修正の範囲と条件は、規則(EC)第 2100/94 号の第 14 条に基づくものに一致する。

(3) 第 22b 条の規定を一部修正し、特許権者又はその承諾を得た第三者による、種畜又は動物繁殖材料の農場経営者に対する販売又はその他の形式による商業化は、農場経営者による、保護されている家畜の農業用使用についての許可を含意する。この含意には、動物又は動物繁殖材料を農場経営者の農業活動を行うために利用可能とすることを含むが、商業的繁殖活動の枠組みにおいて、又はその目的での販売を含まない。前記の許可のためには、十分な補償金が支払われなければならない。

(4) 第 22b 条は、農業活動の一部として偶然に又は技術上、不可避免的に取得された生物材料には適用しない。従って、農場経営者が、この特許保護の対象でない種子又は植物材料を栽培した場合、同人を訴えることができない。

第 23 条

(1) 特許権は、出願時に、既にオーストリアにおいて善意で発明の実施を開始していた者又はそのための必要な準備をしていた者(先使用者)に対しては効力を有さない。

(2) 先使用者は自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場でその発明を実施することができる。

(3) 前記の権利は、その事業と共にする場合に限り、相続すること又は移転させることができる。

(4) 先使用者は特許権者に対し、先使用权を承認する書類を請求することができる。当該承

認が拒絶された場合は、特許庁は、請求により、特許に係わる紛争手続に従って、先使用者の権利主張について決定する。権利主張者からの請求があったときは、当該権利の承認を特許登録簿に登録しなければならない。

第 24 条 - 第 25 条 [削除]

第 26 条

特許権は、交通上の使用の過程で、一時的にのみオーストリアに入国する交通手段及びその付属物に対しては効力を有さない。

第 27 条 特許権共有者の関係

- (1) 共同発明者としての複数の者によって出願がされた場合は、特許は、各人の持分を定めることなく、付与される。
- (2) 特許権共有者間の法的関係は、民法の定めるところによる。
- (3) 第三者に特許の実施を認める権利は、疑義があるときは、特許権共有者全員が連帯する形式によってのみ行使しなければならない。ただし、権利侵害についての訴訟は、個々の特許権共有者が提起することができる。

第 28 条 特許権の存続期間

- (1) 特許権の最長存続期間は、出願日から起算して 20 年とする。
- (2) 追加特許は親特許と共に消滅する。ただし、親特許が取り消され、無効を宣言され又は放棄されたときは、独立特許として明示的に維持することができる。存続期間、期間満了日及び納付すべき年金額については、独立特許となった追加特許は親特許に代位する。

第 29 条 [削除]

第 30 条 特許権者の法規定の遵守義務

特許は特許権者を、法規定を遵守する義務から開放するものではない。

第 31 条

- (1) 特許権者は、特許付与の公示日以後、営業免許の取得に関する規定に拘わりなく、特許明細書から生じる保護の範囲に従って、その発明を業として実施することができる。当該特許権は、発明の主題の生産、販売及び販売の申出を含む。発明の主題が方法である場合は、当該特許はその方法の使用も対象とする。
- (2) 共同発明者の場合は、この特許は特許の少なくとも 4 分の 1 以上を有する者のみを対象として適用するものとする。
- (3) 出願から生じる権利が 4 人以下の者によって共有されている場合において、その内の 1 人が前記の特許を主張したときは、反証が挙げられるまで、当該の者は(2)の要件を満たしているものとみなす。第 27 条(2)の規定は、この規定によって影響を受けない。
- (4) 特許が取消されるか、無効とされた場合又は特許権者がその特許についての権利を有しないと宣言された場合は、その発明はその後、当該行為に対する営業免許を基礎としている

ときに限り、業として実施することができる。同一の規定を、特許の一部が取消された場合又は一部無効若しくは権原の一部不存在が宣言された場合に、もはや特許の保護範囲の対象とされていない業としての実施に適用する。ただし、特許権が消滅した場合(第46条)又は取消された場合には(第47条)、(1)の規定による特権は、特許の消滅又は取消の前に、既にその特権の主張がされていることを条件として、引き続き存在する。

第32条

(1) 第31条(1)の規定に基づく特権を行使しようとする者は、発明の実施開始日までに、当該特権を管轄する地方行政当局に通知しなければならない。

(2) 通知をするときは、特許権者はその住所、国籍及び発明の実施場所を記載しなければならない。通知書には、特許明細書及び作成後1月以内の登録簿抄本を添付しなければならない。

(3) 発明に係る特許の取消、無効若しくは権原不存在の宣言、(1)の規定による実施者についての通知は、それに係る決定の発効から1月以内に地方行政当局に通知しなければならない。一部取消、一部無効又は権原の一部不存在の宣言がされたときは、当該決定の本文に係る認証謄本を提出しなければならない。

(4) (3)に挙げた事件が生じたときに発明の実施をしていた者は、(3)の規定による通知をしなければならない。

(5) 第31条の特権の主張に基づいて行った事業を閉鎖した者は、1月以内に管轄の地方行政当局に通知しなければならない。

(6) (1)、(3)又は(5)の規定に基づく通知を期限内に行わなかった者は、行政違反として有罪であり、地方行政当局によって1090ユーロ以下の罰金刑に処せられる。

第33条 移転

(1) 特許出願から生じる権利及び特許権は、相続することができる。当該権利は、国に帰属しない。

(2) 前記の権利は両方とも、法律行為、裁判所命令又は遺産相続により、その全体又一部を他者に移転させることができる。

(3) 特許出願から生じる権利が移転した場合において、特許が付与されるときは、当該特許は出願人の権原の承継人に付与される。第43条(5)から(7)までの規定を準用する。

第34条 質権

特許についての権利は、質権の目的とすることができる。

第35条 任意ライセンス

特許権者は第三者に対し、特許によって保護されている領域の全部又は一部において、その発明を実施することを許可することができる。当該権利(ライセンス)は、排他的又は非排他的なものとするすることができる。

第36条 強制ライセンス

(1) 特許発明を、それより有利な優先権をもって特許された(先の特許)発明を侵害すること

なしには実施することができない場合は、後の特許の所有者は、先の特許を実施するための非排他的ライセンスを取得する権利を有する。ただし、この規定は、後の特許によって保護される発明が先の特許によって保護される発明に比べて、顕著な経済的重要性を有する重大な技術的進歩を構成していることを条件とする。当該ライセンスが付与されたときは、先の特許の特許権者も後の特許を実施するための非排他的ライセンスを取得する権利を有する。

(2) 植物育成業者が植物品種権を、より有利な優先権をもって特許された(先の特許)発明を侵害することなしには取得すること又は実施することができない場合は、同人は特許についての非排他的ライセンスを取得する権利を有する。ただし、この規定は、その植物品種が特許によって保護される発明に比べて、顕著な経済的重要性を有する重大な技術的進歩を構成していること及び当該ライセンスが保護されるべき植物品種を実施するために必要であることを条件とする。

(3) 生物工学的発明に関する特許の所有者が、同人が先の植物品種権を侵害することなしには、その生物工学的発明を実施することができないという理由により、より有利な優先権(先の植物品種権)をもって付与された植物品種権によって保護されている植物品種について非排他的ライセンスを付与された場合は、先の植物品種権の所有者は、保護された発明を実施するための後の特許について非排他的ライセンスを取得する権利を有する。

(4) 特許発明の実施が輸入によっても可能であって、当該特許発明がオーストリアにおいて十分な程度に実施されていない場合及び特許権者がその実施のために必要な全ての措置を取っていない場合は、何人も自己の事業のために当該特許を実施する非排他的ライセンスを取得する権利を有する。ただし、特許権者が当該発明を、実施を困難にする事情があったため、オーストリアにおいて実施すること又は実際に行われているより大きな規模で実施することが合理的には期待できないこと証明したときは、この限りでない。

(5) 特許発明についてのライセンスの付与が公益に資するときは、何人も自己の事業のためにその発明を実施する非排他的ライセンスを取得することができる。ただし、連邦行政当局の個々の取得権は事業用として拘束されない。

第 37 条

(1) 第 36 条の規定により、ライセンスを付与する権利を有するものが、当該ライセンスの請求人が適切な期間内に適切な商業的条件に基づいてライセンスを取得しようと努力したにも拘わらず、ライセンスを付与することを拒絶した場合において、ライセンス請求人からの請求があったときは、特許庁はその事件の特許の紛争に関する手続に従って決定しなければならない。ライセンスを付与するときは、ライセンスの経済的価値を考慮して、適切な対価を決定しなければならない。必要な場合の担保及びその他の実施条件は、発明の性質及びその事件に係わる事情を考慮して決定しなければならない。第 36 条の規定によるライセンスの範囲及び期間は、主としてオーストリア市場への供給を目的として許可されるものとし、かつ、ライセンスを必要としている目的に限定される。半導体技術の場合は、当該ライセンスは、公共的、非商業的实施のために又は司法的若しくは行政的手続の後に反競争的であると決定された慣行を是正する目的に限り付与される。

(2) 第 36 条(4)の規定によるライセンスを求める請求は、ライセンスを求める特許に係わる出願から 4 年又は当該特許の付与についての公示から 3 年の期間の内、何れか遅い方の時期までは、行うことができない。

(3) 第 36 条(5)の場合における、ライセンスを付与する権利を有する者の許可を得なければならないという要件は、国家的緊急事態又は他の極度に急を要する事情があるときは、無視することができる。その場合は、暫定的決定により、発明の実施についての仮許可を与える。

(4) (1)の規定に従って付与したライセンスは、付与するに至った事情が消滅し、再発する虞がなくなった場合において請求があつたときは、許可を受けた者の正当な利益を十分に保護することを条件として、取り消すことができる。特許庁はその請求を、特許の紛争に関する手続に基づいて決定しなければならない。

(5) 第 36 条(2)及び(3)の規定によるライセンスの付与及び終了に関する手続においては、技術職職員が無効部の全ての合議体に属していなければならない、それらの者は、農業、林業、環境及び治水担当省大臣の承認に基づき、運輸、技術革新及び技術担当省から指名される。

第 38 条 ライセンスの移転

第 35 条並びに第 36 条(2)から(5)までの規定によるライセンス並びに第 36 条(1)の規定による、後の特許についてのライセンスは、当該ライセンスを享受している企業又は営業権の一部と共にする場合を除き、特許権者の同意を得ることなしに、生存者間で移転させることができず、また、実施権者が死亡したときは、その権原の承継人が企業又は事業においてライセンスを受けている部分を継続する場合を除き、当該承継人に移転しない。第 36 条(1)の規定によって付与される、先の特許についてのライセンスは、後の特許と共にする場合を除き、移転させることができない。

第 39 条 - 第 42 条 [削除]

第 43 条 特許登録簿への登録

(1) 特許権(第 33 条)、特許に関する質権その他の対物的権利は、特許登録簿への登録によって取得され、かつ、第三者に対して効力を有する。

(2) ライセンスの取得日は、民法の定めるところによる。ライセンスは、特許登録簿に登録された場合に限り、第三者に対して効力を有する。

(3) 前記ライセンスの優先順位は、請求についての登録が行われることを条件として、当該登録請求が特許庁に到着した順番によって定める。

(4) 同時に受領された請求は、同一の優先権を有する。

(5) (1)及び(2)の規定に基づく特許登録簿への登録並びに特許登録簿に登録された特許権の消滅についての登録は、一方の当事者からの書面請求又は裁判所からの請求に基づいて行う。

(6) 前記の登録請求には、登録の根拠とする書類の原本又は正規に認証された謄本を添付しなければならない。公的書類でない書類には、権利執行人の正規に認証された署名を付さなければならない。

(7) 特許庁は、登録請求書及びその付属書類の様式及び内容を審査しなければならない。

第 44 条 担保権

特許を取得する者は、特許登録簿に登録されている担保権又はその登録請求が特許庁に提出されたときに、既に適式に提出されている登録請求の対象である担保権を負担しなければならない。

第 45 条 紛争に関する登録

(1) 紛争であって、特許の所有権、特許に係わる質権その他の対物的権利に関して裁判所に係属しているもの並びに紛争であって、発明者としての名称表示の請求(第 20 条(5)及び(6))、先使用者権(第 23 条)及び強制ライセンスの付与(第 36 条)に関するもの、更に、異議申立(第 102 条)、取消(第 47 条)、無効宣言(第 48 条)、権原不存在の宣言(第 49 条)及び従属の宣言(第 50 条)に関するものは、請求があったときは、特許登録簿に登録しなければならない(紛争に関する登録)。

(2) 紛争に関する登録の効果は、特許庁が紛争に関する登録の請求を受領した後に登録簿への自己の登録がなされた者に対しても、紛争に関する決定を全面的に有効にすることにある。

第 46 条 消滅

(1) 特許権は、次の場合に消滅する。

1. 年金を期限内に納付することを条件とするが、最大存続期間が終了したとき
2. 年金が期限内に納付されなかったとき
3. 特許権者が特許権を放棄したとき

(2) 特許権の一部のみが放棄される場合は、当該特許権は残余の部分については引き続き効力を有するものとするが、残余の部分が依然として独立特許の対象を構成できることを条件とする。

(3) 消滅は、(1)1. の場合は最長存続期間の満了の翌日、(1)2. の場合は、最終有効年度末の翌日、(1)3. の場合は、特許庁に権利放棄を届け出た日の翌日から効力を生じる。

第 47 条 取消

(1) 特許権は、強制ライセンスの付与(第 36 条(4))によって、オーストリアにおいて相当な程度の発明の実施を確保できなかった場合は、その全部又は一部を取り消すことができる。取消は、その決定が法的拘束力を有することになったときに、効力を生じる。

(2) 取消命令は、強制ライセンスの付与が発効してから 2 年が経過するまでは発することができない。特許は、特許権者が、実施に係わる困難な事情のために、当該特許をオーストリアにおいて相当な程度に実施することができないこと又は全く実施できなかったか若しくは現に実施した程度以上には実施することができなかったことを証明したときは、取り消すことができない。

第 48 条 無効宣言

(1) 特許は、次に掲げる事情に該当するときは、その無効が宣言される。

1. 特許の対象が、第 1 条から第 3 条までの規定に従っていないこと
2. 特許が、その発明を当該技術に熟練している者が実施することができる程度に明確かつ完全に開示していないこと
3. 特許の対象が、出願日を決定した原出願の文面での出願内容を超えていること
4. 第 87a 条(2)1. の規定に従って寄託された生物材料が 1977 年 4 月 28 日付けの「特許手続上の生物材料の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約、BGB1. 104/1984、(ブダペスト条約)に定義されている原寄託機関又は同条約の規定に基づいて移送が行われた他の寄託機関

において恒常的に試料の分譲を受けることができるようにはされていなかったこと。ただし、特許権者が次に掲げる事実を証明したときは、この限りでない。

(a) 特許権者が生物材料を再寄託したこと及び当該再寄託が同条約第4条の規定に基づき、その新たな寄託が原寄託の日に行われたものとみなされていること、又は

(b) 特許権者が予測できない又は回避できない事由により、再寄託ができなかったこと、及び障害が解消してから2月以内に再寄託をしたこと

(2) 無効理由が特許の一部のみについて該当するときは、無効宣言は特許を相応に減縮する形式で行う。

(3) 法的に拘束力を有する無効宣言の効力は、(1)1.から3.までの場合は出願日まで、(1)4.の場合は寄託機関が生物材料を分譲することができない旨を初めて通知した日まで遡及する。特許の対象が第3条(2)の規定により特許を受けることができないものであった場合は、後の出願人が適法に付与し、かつ、第三者が善意で取得したライセンスに基づく権利であって、特許登録簿に1年間登録されているものは、法的根拠を有する紛争の登録(第45条)の対象となっていないことを条件として、前記の遡及効の影響を受けない。ただし、これによって、それに起因する、後の出願人に対する補償請求は妨げられない。

第49条 権原不存在の宣言

(1) 次に掲げる事実が証明されたときは、特許権者に対し、権原の不存在を宣言する。

1. 特許権者が、特許を受ける権利(第4条(1)、第6条及び第7条)を有していなかったこと
2. 出願の主要部分が第三者の説明、図面、ひな形、器具若しくは装置から、又は第三者が使用した方法から窃取したものであること

(2) 前記の条件((1)1.及び2.)の1が一部のみについて該当する場合は、特許権者に対して、その一部のみについて権原の不存在を宣言する。

(3) 権原不存在の宣言を求める権利は、第1の場合は、特許の付与を受ける権利を有する者のみが、第2の場合は、被害者のみが有する。当該権利は、善意の特許権者に対しては、特許が特許登録簿に登録されてから3年が経過したとき、時効により消滅する。

(4) 権原不存在の宣言から生じる賠償又は返還の請求は、民法に準拠するものとし、民事訴訟の形で主張される。

(5) 権原不存在の宣言の代わりに、特許の譲渡を請求することができる。譲渡請求権が特許の一部のみに関して存在するときは、特許はその一部に限り譲渡される。譲渡の請求が行われず、特許全体に対して権原の不存在が宣言がされた場合は、特許保護は権原不存在の宣言に関する決定が法的拘束力を持ったとき、終了する。特許の譲渡が請求された場合は、決定が法的拘束力を持つまでは、特許権者は請求人の同意を得たときに限り、特許を放棄することができる。

(6) 前記の譲渡が行われた場合、先の特許権者が適法に付与し、かつ、第三者が善意で取得したライセンスに基づく権利であって、特許登録簿に1年間登録されているものは、法的根拠を有する紛争の登録(第45条)の対象となっていないことを条件として、新たな特許権者をも拘束する。ただし、これによって先の特許権者に対する補償請求が妨げられることはない。

(7) 権原不存在の宣言又は譲渡を求める要求は、特許が付与される前に、特許出願に対して提起することができ、この場合、(1)から(5)までの規定を準用する。請求は、特許に係る権原不存在の宣言について定められている手続規定に従って処理される。特許出願に関して譲

渡請求がされた場合は、出願手続は、その請求に関する法的拘束力を有する決定がなされるまで停止されるものとし、かつ、それ以前においては、特許出願人の承諾を得たときに限り、継続することができる。

第 50 条 従属の宣言

先の優先日を有する特許又は実用新案法の意味における先の優先日を有する実用新案の所有者は特許庁に対し、或る特許発明の業としての実施は、当該の者の発明の全部又は一部の使用を必要とする旨の決定を求めることができる。特許庁は当該請求に関し、紛争に関する手続に基づいて決定をしなければならない。

第 51 条 報復する権利

オーストリア国民の発明に保護を与えないか、又は不完全な保護を与える外国の国民に対しては、オーストリア連邦政府の命令によって、報復措置を定めることができる。

第 52 条 期間

(1) 法律又は法律に基づく命令によって期間が定められていない場合は、特許庁長官が当該期間に関する規定を発行している場合を除き(第 99 条(6)第 3 文)、特許庁が各事件の要件及び性質を考慮して期間を定める。

(2) 法律又は法律に基づく命令によって定められた期間は、別段の定めがあるときを除き、延長することができない。特許庁によって定められた期間は、延長することができる。

第 53 条

(1) 期間は、法律又は法律に基づく命令によって起算点と定められている出来事の発生日から、又は期間の指定に際して別段の定めがない場合は、期間を指定している決定若しくは指示の当事者への送達の日から又は決定若しくは指示が送達されず、公示された場合は、その公示の日から開始する。

(2) 期間が日数をもって定められているときは、起算日と定められた出来事の発生日、送達又は公示の日はその期間に算入しない。

(3) 期間が週、月又は年をもって定められているときは、最後の週又は最後の月に属する日であって、期間が開始した日に応ずる名称又は数字を有する日の終わりををもって終了する。最終の月にそのような日が存在しない場合は、期間はその月の末日に終了する。

第 54 条

(1) 期間の開始及び進行は、日曜日及び祝祭日に影響されない。

(2) 期間の末日が、日曜日若しくは祝祭日に当たる場合又は就業日であるが特許庁の郵便受付センターが閉鎖される日に当たる場合は、翌就業日をその期間の末日とみなす。

(3) オーストリアにおいて郵送される提出物については、期間の計算上、特許庁における受領までの日数は、考慮に入れない。ただし、この規定は、特許庁による提出物の受領日が、有効日であるときは適用しない(第 102 条及び第 129 条(3))。

第 55 条

同一事件に関与する複数の者が行うべき同一の手續について異なる期間が定められているときは、その中の如何なる者も、その中の何れかの者に対して定められている期間が満了していない限り、その手續をすることができる。

第 56 条

1 の提出書類が複数の産業財産権(特許, 商標, 工業意匠)又は当該権利についての複数の出願を含んでいる場合は、それらの権利(出願)の各々に関し、提出期間を指定して、個別の提出を求めることができる。個別の提出書類が期限内に受領されたときは、その書類は元の書類の受領日に受領されたものとみなす。第 163 条(4)の規定は、この規定の影響を受けない。

II 特許所管当局及び特許に関連する機構

第 57 条 特許庁の業務範囲

(1) 特許庁は、特許の付与、取消、無効宣言、権原不存在の宣言、特許の従属の宣言、発明者としての名称表示請求(第 20 条)に関する決定、先使用者権の存在(第 23 条)に関する決定、ライセンスの付与(第 36 条)、確認請求に関する決定(第 163 条)並びに産業財産の保護の分野におけるサービス及び情報の提供(第 57a 条、第 57b 条)及び特許登録簿への全ての登録を管轄する。

(2) 産業財産の保護の分野における国際協力のために、特許庁は協定を締結し、それにより諸国又は前記分野における事項を取り扱う国際的な政府間若しくは非政府間の機関に対して、無償で又は適切な費用補償を得て、技術的又は法律的援助を行うことができる。無償援助は、援助が公共の利益になる場合、開発援助の目的で行われる場合又は支出が少額である場合に限り、合意することができる。

第 57a 条 特許庁が行うサービス及び情報提供

特許庁は、請求に基づき、次の事項についての文書を提供する。

1. 具体的技術問題に関連する技術水準の調査、及び
2. 専門家の意見であって、出願人が引用した又は特許庁が調査することになる技術水準を考慮して、第 1 条から第 3 条までの規定により特許を受けることができる発明が存在しているか否かということに関するもの

第 57b 条

特許庁は顧客サービス及び情報提供を行うものとし、この関連においては特に、閲覧を容易にするために文書作成を発展させようとし、また、関連する全ての分野における改善された公的な情報を提供するようしなければならない。

第 58 条 特許庁の所在地及び構成

(1) 特許庁は連邦官庁であり、その所在地はウィーンとする。特許庁を、工業所有権の保護に関するオーストリアの中央官庁とする。特許庁の活動は、公法に基づく連邦官庁としての地位から生じる客観性及び平等処理の義務に合致していなければならない。

(2) 特許庁は、長官、法律部門担当副長官及び技術部門担当副長官並びに業務遂行のために必要とされる人数の法律職構成員及び技術職構成員並びにその他の職員をもって構成する。

(3) 両副長官の個々の部門に関する責務に拘わりなく、長官は特許庁の運営を管轄するものとし、また、部分的法的主体(partial legal entity)(第 58a 条及び第 58b 条)の理事とする。

(4) 法律職構成員は、大学における法律学の学位を有していなければならない。技術職構成は、大学における技術又は自然科学の学位を有していなければならない。幹部職員及び雇用に関する関連規定を構成員の任命に適用する。

(5) 副長官はいずれも、特許庁の構成員に対して定められている正式資格(法律部門担当副長官は、法律職構成員の資格、技術担当副長官は技術職構成員の資格)又は同等の知識を有していなければならない。

第 58a 条

(1) 特許庁は、工業所有権に係わる法的保護の分野において次のサービス及び情報を提供することにより、財産及び権利を取得する権限を有する範囲においては、法人(部分的法的主体)とする。

1. 出願中の、及び登録済の工業所有権に関する書面及び電子データ媒体による情報
2. 工業所有権の法的保護の分野における資料に関する統計的評価
3. 個人、企業、国、国際機関又は工業所有権の保護の分野の問題を処理している非政府機関に対する、技術水準に関する調査書及び発明の特許性に関する鑑定書の提供
4. 登録されている工業財産権に基づく調査及び確立した評価基準を適用することによる、特許評価に関する顧問業務の提供
5. 商標出願手続の範囲内での、並びに個別的調査請求に基づく、特定の標章が出願中又は登録済の商標と同一であるか又は類似している可能性があるかについての書面及び電子媒体による情報(類似性調査)
6. 商標を国際登録するための商品又はサービスに関する一覧の翻訳
7. 工業所有権に係わる法的保護の分野における業務に携わっている諸国家の機関又は国際的な政府間若しくは非政府間の機関のためにする商標の図形的要素の分類
8. 工業所有権に係わる法的保護の分野における情報の配布及び情報サービス
9. 印刷物、ソフトウェア、録音、録画及び記録済データ媒体の製作、編集、販売及び調達、並びに
10. 展示、セミナー及びそれに類する行事

(2) 特許庁長官は、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣の承認を得て、規則をもって、(1)の規定による、特許庁の業務及び情報並びにその部分的法的主体によって行う上での条件を定めなければならない。それに関しては、特定の業務及び情報が、部分的法的主体の範囲内において行う業務に適しているか、及び保護を受けるに値する秘密の内容が犯されることがないかについて考慮されなければならない。

(3) 特許庁はその部分的法的主体の範囲内で、次の事項を実施する権限を有する。

1. (2)の規定による業務、部分的法的主体の範囲内における会計並びに他の財産、人事及び備品の管理並びに特許庁の管理範囲内にある副次的業務を、部分的法的主体による財産から費用を支払い、連邦政府の管理部門を含む第三者に委託すること
2. 1.の規定による業務に関連し、法律上の取引を行うこと、及び
3. 工業所有権保護の推進に資することを条件とするが、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣の承認を得て、協会、その他の法人又は政府間機関の構成員となること

(4) 特許庁は、その部分的法的主体の範囲内で取得する財産及び権利に係る投資を含め、職務遂行のために必要な経費を負担することができる。追加的収益(利益)は、妥当な準備金を形成した後、連邦政府に納付される。連邦政府は、特許庁の部分的法的主体による業務に起因する債務については責任を負わない。

第 58b 条

(1) 特許庁が第 58a 条の規定の範囲内で業務を行う場合は、特許庁は通常 of 商人の原則に従って行動しなければならない。年次決算報告書を運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣並びに連邦財務大臣に提出しなければならない。更に、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣は、

如何なるときにも会計帳簿を検査することができる。

(2) 運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣は、特許庁の部分的法的主体から生じる会計帳簿について、現存する法的規定の遵守及びその数字の正確性について検査することができる。

(3) (1)による、特許庁の部分的法的主体による雇用契約及び作業請負契約は、その種の業務に適用される法律の定めるところによる。従って、連邦政府との雇用関係は成立しない。

(4) 営業行為に関する諸規則は、特許庁が第 58a 条の規定の範囲内で行う行為については適用しない。

(5) 特許庁の部分的法的主体は、その支配人を代理人としなければならない。同人は、部分的法的主体による一定の法的取引をするために、同人に委嘱されている権限を他の者に委任することができる。これに関しては、特許庁は、その法的人格を示す名称を有さなければならない。第 58a 条(1)の規定による業務及び情報を提供するとき及び特に、これに係る商業的連絡を提供するときは、政府機能又は公的機能についての言及は回避しなければならない。業務及び情報を提供する場合においては、顧客は契約をする前に、部分的法的主体による当該業務が専ら私法を根拠とするものであり、第 58a 条(4)最終文による法的帰結を含め、政府権限によるものでない旨の通知が与えられる。

(6) 当該の部分的法的主体が取引に関する一般的条件を使用する場合は、それについては、経済、家族及び青年担当の連邦大臣の同意を得た、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣の承認を得なければならない。

第 59 条 [削除]

第 60 条 特許庁の組織

(1) 特許庁は、その職務を達成するために定められている部及び必要な追加の組織単位によって構成される。

(2) 部及び組織単位の数、その権限分野及び人的資源は、その必要性に応じて長官が決定する。

(3) 部門別の担当は次の通りとするが、追加の条項において課せられる各部門の職務に影響を与えるものではない。

1. 技術部は、特許付与に関する手続、異議申立手続、放棄に関する手続、調査報告書及び鑑定書の提供を担当する。

2. 法律部は、技術部及び無効部の権限に属さない範囲において、出願から生じる権利の譲渡、当該権利についてのそれ以外の法的処分、付与された特許、原状回復請求に関する事項についての手続を担当する。

3. 無効部は、次の事項を求める請求についての手続を担当する。特許の取消、無効又は権原不存在の宣言、従属の宣言、第 20 条(5)の規定に基づく発明者としての名称表示、先使用者の権利の承認、宣言的決定及び強制ライセンスの付与

第 61 条

(1) 長官は技術の全分野を特許分類に応じて分割しなければならない。また、必要な場合は、それをさらに細分しなければならない。長官は、前記の種々の分類又は細分類を要件に従って技術部(複数)に割り当てなければならない。

(2) 技術部には技術職構成員を、法律部には法律職構成員を配属する。無効部には、法律職構成員及び技術職構成員を配属する。技術部及び法律部の構成員は、無効部の兼任とすることができる。

(3) 長官は、庁の事務を管理、監督させるために、無効部の構成員の中から必要な数での議長を、また、他の部門の構成員の中からその長を任命するものとし、同時に、他の者をその代行者とする手続を取らなければならない。

(4) 技術部各部には、その合議決定に参加させるため、又は意見書(第62条(4))を提出させるために、法律職構成員1名を配属しなければならない。同一の法律職構成員を、同時に複数の技術部に配属することができる。

(5) 技術各部及び法律各部内における業務の配分は、個々の部門長が決定する。

(6) 無効部においては、長官が種々の事件を議長に割り当てる。その際には、業務量及び技術職が議長の場合は、個々の事件に係る専門分野を考慮しなければならない。

第62条 各部における決定

(1) 技術部の管轄内における決定及び指示は、(3)及び(4)に別途定められている場合を除き、担当の技術職構成員(審査官)の責務とする。

(2) 法律部の管轄内にある特許保護に関する問題についての決定及び指示は、技術部に配属されている構成員(第61条(4))であって、同人が担当する特許分類又は細分類(第61条(1))が問題とされている特許又は出願を含んでいるものの責務とする。その事項に複数の特許又は特許出願が関連している場合は、その構成員は、その請求において最初に記載されている特許又は特許出願についての第61条(6)の規定に基づく担当者とする。

(3) 第100条(1)の規定による、出願の全部又は一部の拒絶及び異議申立についての決定は、技術部の3名の構成員によって行われるものとするが、その内2名は技術職構成員でなければならない。この合議体には、部門長及び担当審査官を含めなければならない。部門長が当該合議体の議長を勤める。

(4) 技術部に配属された法律職構成員は、(3)に基づいて決定をするときに投票権を持って参加するものとし、又は審査官は、同人が単独で決定をする権限を有している場合((1))において、次に該当するときは、最初に法律職構成員の意見を聴取しなければならない。

1. 特許性を、産業上の利用可能性の観点から、又は第2条の規定に基づいて決定するとき
2. 優先権(第93条から第95条まで)について決定をする場合であって、その法的前提について疑義があるか又はその前提の有効性が争われているとき
3. 証人又は専門家に対する尋問が行われるか又は検証が行われるとき
4. 秩序違反罰又は不謹慎行為罰についての決定をするとき

(5) 3名の技術職構成員から構成される技術部での会議において、(4)に基づいて提起される事項の1についても決定しなければならないというのが多数意見であるときは、技術職構成員1名の代わりとして、その技術部に配属されている法律職構成員を決定行為に参加させなければならない。

(6) 合議体の構成が(3)から(5)までの規定によっては決定されない場合は、担当する技術部の部門長が決定する。その場合、個々の事件に関し、関連する技術分野が考慮される。

(7) 法律部の責務範囲内(第60条(3)2)であるが、技術的問題も重要である可能性のある事項について決定をする場合は、法律職構成員は、決定に先立ち、担当している技術職構成員の

見解を聴取しなければならない。

(8) 1975年費用請求法に係る事案については、部門長が構成員を決定する。

第62a条

(1) 長官が発出する命令をもって、特許庁の構成員でない職員に対し、出願及び特許付与に関する、明確に指定されている種類の問題を処理する権限を与えることができるが、それが解決の簡易性により適切であること及び授権される職員についての研修が適切な処理を保証している場合に限る。これらの職員は、職務分担によって担当する構成員の指示に従う。その担当構成員はいつでも、その業務を自己の元に留めておく又は引き戻す権利を有する。

(2) (1)に基づいて授権された職員がした決定については、担当構成員の決定の場合と同様に、審判請求をすることができる。

第63条

(1) 無効部は、議長を含む、法律職構成員2名及び技術職構成員3名からなる合議体で最終決定を行う。

(2) 無効部における中間決定の場合は、構成員3名の出席で足りる。事件の実体に関する決定を求めることなく手続を終了する決定及び手数料受給権法に従っての主張に関する決定は、議長によってなされる。

第64条

(1) 合議体における決定は、単純多数決による。賛否同数の場合は、議長が決定権を有する。

(2) 特許庁の決定には理由を付さなければならない。技術部又は法律部における当事者間手続における請求が、全面的に承認された場合は、理由書を省略することができる。全ての文書は書面をもって、かつ、当事者の申立てなく発行され、又は電信により、テレックス又はファックスにより、関係者全員に送達される。文書の写しを自動操作サポート・データ移送又は技術的に可能な他の方法によって送付することができるが、下記の事項を条件とする。

1. 関係当事者が許可を得て、同じ方法で文書を提出しており、庁に対し、この通信の方法について明示して反対していないこと、又は

2. 関係当事者がこの通信の方法に明示して同意していること

(3) 文書についての承認は、承認をする者の署名によって与えられる。承認をする者が署名以外の方法で疑義なく確認できる場合は、この規定は省略することができる。

(4) 文書並びにその写しの様式及び種類は、特許庁長官が発行する規則をもって規制する。

(5) 文書であって、自動操作化支援方法によって作成されるもの又は電送若しくはテレックス、ファックス、自動操作サポート・データ移送又はその他の技術的に可能な方法によって伝送されるものは、署名及び法的確認の何れも必要としない。

第65条

(1) 技術部が採択すべき決定を準備するために必要な指示は、審査官が発出する。提出書類の単なる様式的欠陥又は提出された説明を訂正する場合を除き、当事者、証人又は専門家を聴聞したときは、常に調書を作成しなければならない。

(2) 決定は、書面において具体化されている提案書に基づいて行う。評議によって採択され

た変更は、提案書案文に記入する。決定が提案書の表現と基本的に異なるものとなったときは、決定を求めて提出した提案書の作成者である構成員の同意を得て、新たに案文を作成しなければならない。

(3) 合議体構成員の各々は、評議が終結するまでその意見を変更することができる。その結果、採択された決定が多数意見でなくなったときは、新たな票決を行わなければならない。

(4) 決定又はその理由について合議体内で意見の一致を見なかったときは、合議体構成員の見解及び票決結果を示す議事録を作成しなければならない。それ以外の場合は、合議体構成員全員が署名した、票決に関する注釈のみで足りる。

第 66 条

無効部における合議体の構成は、議長が事件ごとに設定する。これに関しては、業務量及び技術職構成員の場合は、その事件の内容が考慮されなければならない。

第 67 条 官服

(1) 全ての口頭審理において、無効部の構成員は官服を着用しなければならない。官服の種類及び着用の仕方の詳細については、それを規制する規則が特許庁長官によって発せられる。

(2) 第 77 条に規定する代理人は、無効部の口頭審理において官服を着用することができる。

第 68 条 事務手続

事務手続については、秩序正しく迅速に進行させることを考慮し、かつ、特許庁の職務を勘案して、特許庁長官命令がその細目を定める。当該命令は、提出物を直接に特許庁に提出する方法及びそれが特許庁によって受領されたとみなされる時期について定める。提出物には、その受領日を記入する。

第 69 条

本法に基づく権限内での長官の決定に対しては、本法に明示して規定されている場合に限り、不服申立することができる。ただし、1984 年行政手続法、BGB1. No. 29, 第 2 条(2)は、これによって影響を受けない。

第 70 条 - 第 75 条 [削除]

第 76 条 除斥理由

(1) 特許庁の構成員は、次に掲げる事項に関与することができない。

1. 自らが当事者であるか、又は 1 の当事者と共同利益若しくは共同債務を有しているか、又は当事者の 1 に対する債務を有している事件
2. 配偶者若しくは登録されているパートナー又は直接的な血縁関係若しくは姻戚関係にある者又は第 4 親等内の親族若しくは第 2 親等内の姻族に係わる事件
3. 養親又は里親、養子又は里子、被後見人又は被保護者に係わる事件
4. 当事者の 1 の代理人であるか若しくは代理人となったことのある事件又は重大な利害得失を有しているか若しくは有する可能性のある事件
5. 自らの完全な不偏性に疑義を生じさせる可能性のある他の重要な理由がある事件

(2) 特許庁の構成員であって、決定への関与から排除される((1))と考える者はその理由を付し、該当部の部門長又は議長に届け出なければならない。該当部の部門長又は議長は、除斥理由があると考えるときは、代りとなる構成員を任命するための必要な措置を取らなければならない。除斥理由が部門長又は議長に対するものである場合は、特許庁に対する手続に係わるものにおいては特許庁長官に届け出なければならない。

(3) 特許庁に対する手続において、当事者が構成員について除斥理由を申し立てたときは、(2)の規定が守られなければならない。

第 77 条 当事者の代理人

弁護士、特許弁護士及び公証人並びに国家財産に関する手続に責任を有する、連邦財務省の担当部局のみが、特許庁に対して、業として当事者を代理することができる。

第 78 条 無資格代理行為の禁止

(1) 発明の保護に関する事項について、オーストリアにおいて業として代理行為をする資格を有していない者が、業として次の各号の 1 に該当する行為をしたときは、無資格の法的代理行為を理由として有罪とされ、地方行政当局により 4,360 ユーロ以下の罰金を科せられる。

1. オーストリア又は外国の当局に対して使用するために、書類又は図面を作成すること
2. 情報を提供すること
3. オーストリア当局に対して当事者を代理すること
4. 1. から 3. までに規定した行為の何れかを行う旨の申出をすること

(2) 法的主体に係る代理行為であって、その主体と経済的な関係のある他の法的主体の従業者によるものは、無資格の代理行為とはみなさない。自然人を除く他の法的人格は、法的主体と同等とする。

(3) 普通裁判所における無資格の法的代理行為の処置に関する特別規定は、本条の規定の影響を受けない。

第 79 条 特許公報

(1) 特許庁は定期的に特許公報を発行し、本法に規定した公告及び特許庁長官が出した命令を掲載しなければならない。別段の明示規定がある場合を除き、前記の命令は、その通知を掲載した特許公報が発行された日の翌日に効力を生じる。

(2) 特許公報の作成及び発行については、長官の命令によって規定する。

第 80 条 特許登録簿、特許明細書

(1) 特許庁は特許登録簿を整備する。登録簿には、付与した特許に係わる番号、名称、出願日及び優先日がある場合は、優先日並びに特許権者及びその代理人の名称及び本居地又は住所を記載しなければならない。同様に、次の事項も登録しなければならない。特許保護の始期、特許の終了、取消、宣言であって、無効、権原不存在及び従属性に関するもの、発明者の名称表示、追加特許の独立特許としての維持、特許の譲渡、特許についての質権その他の物権、ライセンス、発明に関する使用者の実施権、先使用権、原状回復、確認宣言、紛争についての登録及び第 156 条(2)の規定に基づく指摘

(2) 特許庁は、現存する特許に関する説明及び図面並びに特許登録簿への記入の基礎となっ

た請求書及び書類も個々の特許が維持されている間は保存しなければならない。

(3) 何人も特許登録簿を閲覧することができる。

(4) 特許庁は、付与された特許に係わる説明、特許クレーム、図面及び要約を、それが公衆の閲覧に供されている範囲において、別途に印刷物(特許明細書)として発行しなければならない。特許明細書は、出願された発明の特許性を特許庁が審査する際に考慮した参考文献名も指定しなければならない。

(5) 公法上の機関は、請求することにより、その請求以後に発行される特許明細書の写し1部を、それが公衆の閲覧に供されることを条件として、無償で提供を受けることができる。

(6) 特許庁は、請求があったときは、登録簿の登録事項に関する認証謄本を交付しなければならない。

第81条 書類の閲覧

(1) 手続の当事者は、その手続に係わる書類を閲覧することができる。

(2) 何人も、公開された出願及びそれに対して付与された特許に係わる書類を閲覧することができる。

(3) 第三者は、出願人の同意を得た場合に限り、未公開の出願に係わる書類を閲覧することができる。出願に基づく権利の行使対象となっている者の場合は、出願人の同意を必要としない。分割出願が公開された後では、何人も、出願人の承認を得ることなしに、先の出願に係わる書類を閲覧することができる。

(4) 第57a条の規定による調査及び鑑定書に関連する書類は、それに係る請求人の同意を得た場合に限り、第三者の閲覧に供する。請求人が前記の調査又は鑑定書に言及しているときは、その相手方は請求人の同意を必要としない。

(5) 書類閲覧の権利は、書類を複写する権利を含む。特許庁は、請求を受けたときは、書類について証明をしなければならない。

(6) 何人も、次の事項に関し、情報及び特許庁の証明を取得することができる。出願の日付及び名称、出願人及び代理人がいる場合は、その名称、出願番号、属している特許分類、主張されている優先権、優先権主張の基礎とされている出願の出願番号、求められているものが独立特許であるか追加特許であるかということ、該当する場合は発明者として記載されている者の名称、出願が係属中であるか否かということ、出願に基づく権利が譲渡されているか否か及び譲渡されている場合は、その譲渡先。

(7) 審理議事録及び書類の内、専ら内部業務処理に係わる部分は、公衆の閲覧に供さない。書類の一部が営業秘密若しくは企業秘密に触れているか、又はそれ以外に考慮すべき理由がある場合は、請求により、書類の内、情報として公衆の閲覧のために公開することを必要としない部分も、閲覧対象外とすることができる。

第81a条 寄託生物材料の試料

(1) 出願公開日前においては、第81条(3)の規定に従って書類閲覧の権利を有する者は、第87a条(2)1.に基づいて寄託された生物材料の試料の分譲を受ける権利を有する。出願公開日以後においては、各自の請求をする者は、この権利を有する。(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、その分譲は、寄託生物材料の試料を前記の請求者又は独立している専門家に供給する形で行われる。

(2) 試料の分譲は、その請求者が、出願に係る特許が有効な期間又は出願が取り下げられるか、若しくは拒絶されるまでの期間は、次に掲げる約束をする場合に限り、行われる。

1. 寄託生物材料の試料又はそれから派生する材料を第三者の利用には供さないこと、及び
2. 寄託生物材料の試料又はそれから派生する材料を実験目的に限って使用すること。

ただし、出願人又は特許権者が当該約束についての権利を放棄する場合は、この限りでない。

(3) 出願公開についての技術的準備が終了するまでは、出願人は次の要求をすることができる。

1. 特許が付与されるまでの期間、又は
2. 出願が取り下げられるか、若しくは拒絶される場合は、出願日から 20 年間は、寄託生物材料の提供は独立している専門家に限定されるべきこと。

(4) (3)の意味における専門家として、下記の者を指名することができる。

1. 全ての自然人、ただし、請求者が、その指名は出願人の承認を得ている旨の証拠を提出することを条件とする。
2. 自然人であって、特許庁長官により専門家として認知されており、特許庁に保存されている専門家一覧に登録されている者

指名書には、(2)に基づく約束を引き受ける旨の専門家から出願人に対する宣言書が添付されなければならない。

第 82 条 規律違反及び不謹慎行為に対する処罰

(1) 口頭審理、聴聞、検証又は証拠調べについて責任を負う者は、規律及び礼節が維持されるようにしなければならない。

(2) 公務を妨害したか又は不適切な行為により礼節の原則に違反した者には、警告を發さなければならない。警告が守られなかったときは、予告をした後、当該の者に対し、その発言を拒絶すること、退席若しくは代理人の選任を命じること又は 726 ユーロ以下の罰金を科すことができる。

(3) 侮辱的表現を使用して提出書類を作成した者にも、同様の規律違反罰を科すことができる。

(4) (2)の規定に基づく措置は、該当する手続の責任者が行う。特許庁の無効部の手続においては、手続参加者を退席させること又は規律違反罰を科すことについての決定は、該当する合議体が決定しなければならない。(3)の規定に基づく規律違反罰は、手続における決定が合議体によって行われる場合は、その合議体が科さなければならない。

(5) 公的機関及び代理人であって、職業的根拠に基づいて当事者のために手続をする権限を付与されており、規律に関する規則の適用を受ける者に対しては、規律違反罰は科さないものとするが、その事件は、それに係る規律管理機関に報告する。

(6) 規律違反罰の適用は、同一の行為に対して刑事訴訟を提起することを妨げない。

第 83 条

特許庁の業務を、事件の進行を遅延させる意図を持って、明らかに不謹慎な方法で利用した者又は手続を妨害する目的で不正確な陳述をした者には、726 ユーロ以下の罰金を科すことができる。合議体によって決定が行われる手続においては、その合議体が不謹慎行為に対する処罰について決定する。

第 84 条

(1) 規律違反及び不謹慎行為に対する罰金は、連邦共和国に移管される。判決の執行に関する 1950 年行政処罰法, BGB1. No. 52, の規定を準用する。

(2) 規律違反罰は、その手続を妨害された、不適切な態度によって礼節が乱された、又は第 82 条 (3) において言及した書類提出を受けた当局が行わなければならない。不謹慎行為に対して処罰を科す権限は、その公務を不謹慎に利用された又は手続を遅延させるために不正確な陳述を受けた当局に属する。

(3) 規律違反罰又は不謹慎行為罰を科す技術部又は法律部の決定に対して、不服申立することができる。申立は、2 週間以内に行わなければならない、かつ、停止効果を有さない。上訴審の決定については、不服申立は認められない。

第 85 条 書類の送達

特許庁が作成した書類は、第 86 条に別段の規定をしている場合を除き、送達法, BGB1. No. 200/1982, の規定に従って送達しなければならない。

第 86 条

全員がオーストリア居住者とは限らない複数の者によって共同で書類が提出された場合において、疑義があるときは、提出書類の最初に記載されているオーストリア居住者が関係者全員の代表として書類の送達を受領する権限を与えられているとみなす。

III 手続

A. 特許権の付与

第 87 条 特許出願

- (1) 特許出願は、特許庁に対し書面をもってしなければならない。
- (2) 特許庁における出願書類の到着日を出願日とみなす。

第 87a 条 開示

- (1) 特許出願においては、それに係わる発明を、その技術に熟練した者が実施することができる程度に明確かつ完全に開示しなければならない。
- (2) 発明が生物材料の使用を含んでいるか、又は生物材料に関するものであり、その生物材料は公衆が入手することができないものであって、かつ、出願書類において、それに係わる発明を当該技術に熟練した者が実施することができる程度に明確かつ十分に説明することができないときは、次の条件を満たしているときに限り、その発明を(1)の規定に従って開示しているとみなす。

1. 遅くとも出願日までに、その生物材料をブダペスト条約に定められている承認された寄託機関に寄託していること
2. 最初に提出した出願書類に、出願人が使用することのできる、寄託生物材料の特性に関するデータを記載していること、及び
3. 寄託機関の名称及び寄託についての受入番号が出願書類に記載されていること

(3) (2)3.において言及した情報は、下記の条件下で提出することができる。

1. 出願日から、又は優先権を主張する場合は、優先日から 16 月以内、又は
2. 出願についての早期公開請求の提出日、又は
3. 特許庁が出願人に、第 81 条(3)に基づく閲覧権が存在していることを通知してから 1 月以内

なお、適用される期間は、上記の内の最初に終了する期間である。

第 88 条 単一性

出願は、1 の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように関連している一群の発明のみを対象としなければならない。

第 89 条 出願要件

- (1) 出願は、次の事項を含んでいなければならない。
1. 出願人及び代理人がある場合は、代理人の名称及び住所又は居所
2. 特許の付与を求める旨の申立
3. 特許の付与を求める発明についての適切で簡潔な呼称(名称)
4. 発明の説明
5. 1 又は 2 以上の特許クレーム(第 91 条(1))
6. 発明を理解するために必要な図面
7. 要約(第 91 条(2))

(2) 出願書類の内、(1)4. から 7. までに記載した部分は 2 部提出しなければならない。それらの書類は、英語又はフランス語で作成することもできる。

第 89a 条

遺伝子の配列又は部分配列の産業的利用は、出願書類に開示しなければならない。

第 90 条 [削除]

第 91 条

(1) 特許クレームは、明確かつ識別性のある方法で、保護を求める対象である事項を定義していなければならない。特許クレームは、説明によって裏付けられていなければならない。

(2) 要約は、出願に含まれている開示についての簡単な概要を記載していなければならない。要約は、単に技術情報としてのみ使用するものとし、それ以外の目的、特に保護を求める範囲を解釈する目的で使用してはならない。

(3) 付与の決定(第 101c 条(1))が行われるまでは、説明、特許クレーム、図面及び要約を補正することができる。補正が発明の本質に影響を及ぼすときは、補正はその出願から分離しなければならないものとし、出願人が当該補正に関して保護を求める場合は、それに関して別途に出願をしなければならない(第 99 条(5))。

第 91a 条

出願書類の一部が英語又はフランス語によるものである場合は(第 89 条(2))、出願人は、法律の遵守についての審査の関連で、第 99 条(2)に定められている期間内にドイツ語翻訳文を提出するよう要求される。翻訳文を出願手続の基礎とする。出願手続においては、その正確性は検査されない。

第 92 条

出願書類の様式及び内容については、特許庁長官の命令をもって細則を定める。その際には、便宜性及び簡潔性を最大にし、並びに特許明細書を理解しやすくし、その印刷及び発行に係わる要件を満たすよう配慮しなければならない。

第 92a 条 出願分割

付与された特許に係る出願人若しくは特許権者又はその法的承継人は、出願手続の全期間に置いて、及び次に掲げる期間の終了まで、別途の出願(分割出願)をすることができる。

1. その特許出願を拒絶する決定が発効してから 2 月、
2. 異議申立がされなかった場合において、第 101 c 条に基づく特許付与の公示から 6 月、又は

3. 適時にされた異議申立に関する決定の発効日から 2 月

分割出願の出願日は、特許庁に対して原出願がされた日とする。ただし、出願人がその日を分割出願の出願日とすることを主張し、分割出願が原出願時に記載されている先の出願の内容を超えていないことを条件とする。

第 92b 条 出願変更

出願人は、付与の決定(第 101c 条(1)又は拒絶決定(第 100 条)が行われるまでは、その出願の、実用新案法の定義による実用新案出願への変更を要求することができる。実用新案出願の出願日は、特許庁への特許出願の出願日とする。特許出願の変更は、その出願が実用新案法第 21 条に基づいて変更された実用新案出願である場合は、認められない。

第 93 条 優先権

- (1) 出願人は正規に特許出願をした日から、自己の発明についての優先権を有する。
- (2) 出願人は前記の日以降、その後に出願された同一の発明の全てに対し、優先権を有する。
- (3) 出願に不備があったが、期限内にその不備が補正された場合は(第 99 条)、この補正は出願日から有効とする。ただし、発明の本質が当該補正によって影響を受けないことを条件とする。

第 93a 条

出願人は、特許庁にした先の特許出願又は実用新案出願の出願日後 12 月の間は、同一の発明に関する後の出願について、先の特許出願又は実用新案出願の優先権(国内優先権)を有する。この優先権の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条, BGBI. No. 399/1973, に定められているものに等しい。

第 93b 条

出願人は、優先権の承認に関する政府間協定の適用対象外である特許当局にした先の特許出願又は実用新案出願の出願日後 12 月の間は、同一の発明に関する後の出願について先の特許出願又は実用新案出願の優先権を有するものとするが、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣による連邦法律公報での公告によって発表されている、その出願当局との間の相互主義が存在していることを条件とする。優先権の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条, BGBI. No. 399/1973, に定められているものに等しい。

第 94 条

出願の対象の一定部分に係わる個別の優先権(部分優先権)は、第 93a 条若しくは第 93b 条を基礎とするか、又は政府間協定を基礎とする場合に限り、主張することができる。当該部分優先権は、出願の対象の一定の特徴に係わる優先権にとって、特許庁における出願の受領日が決定力を有する場合にも、認められる。1 の特許クレームについて複数の優先権を主張することができる。

第 95 条

- (1) 第 93a 条若しくは第 93b 条又は政府間協定に基づいて認められる優先権は、明示して主張しなければならない。その際、優先権主張の基礎とする出願の出願日及び出願国を表示しなければならない(優先権の申立)。さらに、その出願番号も指定しなければならない。
- (2) 優先権申立書は、特許出願が特許庁に到着した後、2 月以内に提出しなければならない。前記の期間内においては、優先権申立書の訂正を請求することができる。
- (3) 保護を受ける権利の付与又は維持が優先権主張の有効性に依存している場合は、その優

先権を証明しなければならない。特許庁に対する手続において当該証明のために必要とされる証拠(優先権書類)及びその提出時期については、特許庁長官の命令をもって定める。

(4) 優先権の申立を期限内に行わなかった場合、優先権書類を期限内に提出しなかった場合又は特許庁からの要求があったときに優先権主張の基礎とする出願の出願番号を指定期間内に届け出なかった場合は、オーストリアにおける出願日を優先日とする。

第 96 条 - 第 98 条 [削除]

第 99 条 法律の遵守についての審査

(1) 全ての出願は、特許庁の技術部によって行われる法律の遵守についての審査を受ける。その際、出願人が特許の付与を受ける権利を有するか否かについての審査は行わない。発明の経済的収益性は判断しない。

(2) 出願が所定の様式要件を満たしていなかったときは、出願人に対し、指定した期間内にその不備を除去するよう要求する。

(3) 審査が、必要なときは専門家の意見を聴取した後において、その発明は特許を受けることができないことを明らかにしていた場合は、必要なときは審査官が事情聴取をした後、出願人にその旨を通知する。出願人には、その理由を通知し、指定した期間内に意見の表明を求める。

(4) 審査が、発明は単一性(第 88 条)の要件を欠いていることを明らかにした場合は、出願人は、定められ期間内に単一性を確立することを要求される。この問題に関する出願人からの要求があったときは、それは、出願は単一性の要件を欠いている旨の決定という方法によって、確定される。当該決定の発効に伴い、出願人に対しては、単一性を確立するための新たな期間が設定される。

(5) 出願が容認不能な形で補正された場合は(第 91 条(3))、出願人に対しては、一定の期限内に、容認不能な補正を分割するよう求める。第 92a 条において言及した期間内に、分割されるべき部分についての分割出願をすることができる。分割出願は、特許庁が、原出願の手続において補正を受領した日が出願日とされる。

(6) 請求することにより、(2)に定めた期間については、延長を受けることができる。特許庁長官は審査の原則並びに技術部が遵守すべき手続に関する指針を発行することができる。長官は特に、庁が指定する期間について決定することができる。それを行う場合は、審査ができるだけ効率的かつ正確であり、また、出願の処理が技術部によって一貫して行われるように配慮しなければならない。

第 100 条 出願の拒絶

(1) 第 99 条に基づく審査が、特許付与が認められないことを明らかにした場合は、その出願を拒絶する。前記の事情が出願の一部のみに該当している場合は、出願の該当部分のみを拒絶する。

(2) 第 99 条の規定による期間の内の何れかが、使用されることなく経過し、意見書が、拒絶決定が行われるまでに受領されない場合は、出願をその全体について拒絶する。

第 101 条 出願公開

(1) 第 101a 条の規定に従うことを条件として、出願は出願日又は優先権が主張されている場合は、優先日から 18 月が経過した後直ちに公開する。出願人から請求があったときは、前記期間の終了前に公開しなければならない。

(2) 出願公開には、出願時の説明、特許クレーム、図面及び要約並びに公開についての技術的準備が終わる前に使用可能な場合は、付属書類としての調査報告書を含める。調査報告書は、報告書作成時に特許庁によって検討された文書であって、特許性の評価上、考慮される可能性のあるものについて言及しなければならない。調査報告書は、原出願時の特許クレームを基にするが、それについては、第 22a 条(1)第 2 文及び第 3 文を準用する。調査報告書を出願事項と同時に公表しなかった場合は、報告書は別途、公表する。

(3) 出願公開の技術的準備が終了する前に、特許クレームが補正された場合は、最新に提出された特許クレームもその公開に含める。

(4) 出願公開は、出願人の名称及び本居又は居所、発明の対象についての簡潔で適切な呼称(名称)及び出願日を指示する方法(出願についての公示)で、特許公報において言及される。

(5) 特許公報における出願公示の日((4)から、その出願は出願人に対し、許可を得ないで出願の対象を実施する者に対して適正な補償を求める仮の請求権を与える。第 154 条を準用するものとするが、当該請求権は付与の公示(第 101c 条(2))から 1 年が経過するまでは、時効によって無効になることはない。

第 101a 条

(1) 特許を付与する旨の決定が第 101 条(1)において言及した期間の満了前に効力を生じた場合は、それに係る出願は特許明細書(第 80 条(4))と同時に公開される。この場合には、調査報告は公開されない。

(2) 公開のための技術的準備が終了する前に出願が取り下げられるか、又は拒絶された場合は、その出願は公開しない。拒絶決定が効力を生じていない場合は、出願は、第 101 条(1)において言及した期間の満了後であっても、公開される。

(3) 実用新案法第 21 条に基づく実用新案出願が特許出願に変更され、かつ、公開を第 101 条(2)において言及した期間内に行うことができない場合は、前記期間の終了後であっても、出願は公開される。

(4) 分割出願について、第 101 条(2)において言及した期間内に公開を行うことができない場合は、前記期間の終了後であっても、出願は公開される。

第 101b 条 第三者の意見

(1) 出願の公開後、いかなる第三者も、出願された発明の特許性に関する意見書を提出することができる。意見書は、それが根拠とする理由を記述しなければならない。第三者は、特許庁に対する手続の当事者にはならないものとし、かつ、発生した費用について補償を受ける権利を有さない。

(2) 提出された意見書は、出願人に通知されるものとし、出願人はそれについて意見を述べることができる。

第 101c 条 特許の付与

- (1) 特許付与に対する反対理由が存在せず、かつ、特許明細書についての公開手数料が納付されている場合は、技術部は特許を付与する旨の決定をしなければならない。
- (2) 特許の付与は特許公報に公示する。同時に、特許明細書(第 80 条(4))が公表され、特許は特許登録簿に登録され、また、特許証が特許権者に交付される。特許公報における公示と同時に、特許はその法的効力が生じる。

第 101d 条 出願の取下又は拒絶の公示

- (1) 出願が公開後に取り下げられた場合又は特許出願が拒絶された場合は、この事実も特許公報に公示する。
- (2) 出願の取下げ又は拒絶の公示があったときは、仮保護(第 101 条)の効力は、存在することにならなかったものとみなす。

第 102 条 異議申立

- (1) 特許付与(第 101c 条(2))の公示の日から 4 月以内に、特許付与に対する異議申立をすることができる。異議申立は、上記期間の最終日までに特許庁に到着しなければならない。
- (2) 異議申立は書面によるものとし、2 部提出しなければならない。異議申立は次の理由のみを根拠とすることができ、その理由は明確な事実によって裏付けなければならない。
 1. 特許の対象が第 1 条から第 3 条までの規定を遵守していないこと
 2. 特許が、その発明をそれに係る技術に熟練した者が実施することができる程度に明瞭かつ完全には開示していないこと
 3. 特許の対象が、出願日を決定した原出願の内容を超えていること
 4. 第 87a 条(2)1. の規定に従って寄託された生物材料が、ブダペスト条約に定められている原寄託機関又は同条約の規定に従って移送された他の寄託機関の何れかにおいて恒常的に入手できるものとされてはいなかったこと。ただし、特許権者が次の事実を証明した場合を除く。
 - (a) 特許権者がその生物材料を再寄託したこと及び当該寄託は、同条約第 4 条の規定により、原寄託の日に行われたとみなされていること、又は
 - (b) 予測できない又は避けられない事由のために、特許権者が再寄託をすることができなかったこと及びその障害が解消してから 2 月以内に再寄託をしたこと
- (3) 異議申立書の副本は出願人に送達されるものとし、出願人は 2 月の間に、答弁書を提出することができる。当該期間は、考慮に値する事由があるときは、延長を受けることができる。

第 103 条 異議申立手続

- (1) 出願人の答弁書が提出されたか又は提出期間が終了したときは直ちに、その事件の報告官は、更なる通信が必要なときはその通信について、当事者に対する聴聞、当事者が申し出ている証拠物の徴集、証拠調べ及び正しい事実の確定のために必要なその他の措置一般について指示を出さなければならない。
- (2) 議長は、請求に基づき又は職権により、口頭審理を命ずることができるが、議長が、個別の事件において、異議申立について決定するために必要であると考える場合に限る。口頭

審理は公開して行う。第 119 条(2)の規定を準用する。

(3) 議長は口頭審理を開催し、出頭者全員の身元を確認し、また、当事者としての地位及び委任を検証しなければならない。議長は口頭審理を、当事者が聴聞を受ける権利を保障するような形で、逸脱又は冗長を許容することなく、指揮しなければならない。

(4) 議長は、当事者を聴聞する、証拠を調べる、先に調べられた証拠又は検証の結果が提出され、討議される順序を決定しなければならない。議長及び議長が任命した合議体の構成員は、その事件を当事者と共に、事実及び法律の関連において討議しなければならない。

(5) 口頭審理については、書記が調書を作成しなければならない。調書には、口頭審理の場所、時、内容に関する情報に加えて、合議体構成員、書記、関係当事者、その代理人、聴聞を受けた証人及び専門家の名称を記載し、更に、口頭審理の内容及び議事進行についても記載しなければならない。調書には、議長及び書記が署名しなければならない。議長は書記を任命する代わりに、音響記録媒体を使用することができ、その場合、全ての事件において、第 2 文に言う情報がその記録に含まれるようにしなければならない。音響記録媒体による録音については、筆記録を作成しなければならない。この筆記録には、議長のみが署名する。

(6) 1975 年費用請求法を適用する。

第 104 条 証拠の評価及び決定

(1) 技術部は、事実及び提出された証拠を自主的に評価してその決定を行う。

(2) 技術部の評議及び投票は非公開で行う。手続の停止は、構成員に異議がない場合は、回状による書面をもって決定する。第 117 条第 1 文を準用する。

(3) 報告官が、採択された決議を基にして決定書の草案を作成する。報告官の見解が少数派のものである場合は、決定の基礎となった提案をした構成員と協調して決定書の本文を再作成しなければならない。ただし、議長は、草案又はその一部を作成するための業務を合議体の他の構成員に課す自由を有する。

(4) 意義申立が正当化される場合は、特許は取消される。異議申立がその一部において正当化される場合は、特許のそれに対応する部分のみが取消される。それ以外の全ての事件に関しては、異議申立は拒絶する。

第 105 条 費用

異議申立手続の個々の当事者は、その手続に関して生じた費用を負担しなければならない。

第 106 条 [削除]

第 107 条 異議申立に関する決定の公示

特許の全部又は一部の取消は特許公報において公示される。取消がその一部のみに関するものである場合は、特許庁はその修正を公示しなければならない。

第 108 条 取消の効果

出願及び特許は、特許の法的拘束力が取消された範囲については、最初から効力を有していなかったものとみなす。

第 109 条 - 第 111 条 [削除]

B. 調査及び意見

第 111a 条 請求の要件及び処理

(1) 第 57a 条(1)の規定に基づく調査請求は、1 の具体的技術問題だけを対象としなければならない。当該請求においては、過去の日を基準として、調査が行われるよう請求することもできる。請求書には、具体的技術問題についての正確で明瞭な説明及び必要なときは、それについての短い要約並びに図面を添付しなければならない。

(2) 第 57a 条(2)の規定に基づく鑑定書作成の請求には、発明の説明、クレーム及び必要な場合は、図面を添付しなければならない。第 91 条(1)の規定を準用する。請求人が鑑定の基準とする技術水準を示していないときは、鑑定は、特許庁が請求を受領した日に特許庁に知られている技術水準を基準とする。当該請求においては、過去の日を基準として、調査が行われるよう請求することもできる。

(3) 第 57a 条の規定に基づく鑑定書作成の請求及びその付属物((1)及び(2))は、書面によるものとし、特許庁に 2 部提出しなければならない。発明の説明、クレーム及び要約は英語又はフランス語で作成することもできるが、その場合は、特許庁はドイツ語翻訳文の提出を要求することができる。

(4) 請求の処理は、職務分掌によって担当することになる技術職構成員(第 61 条)が行う。請求人が提出した付属書類の写しを、その決定に添付しておかなければならない。

(5) 請求書又は付属書類に欠陥があったときは、請求人に、指定した期間内に補正をするよう求める。欠陥が補正されなかったときは、その請求は決定をもって拒絶する。拒絶決定に対しては、審判請求することができる。

C. 特許に関する紛争

第 112 条 請求

(1) 特許についての、取消を求める手続又は無効若しくは権原不存在の宣言を求める手続は、請求があった場合に限り開始する。ただし、特許庁は、請求に基づいて開始された、取消を求める手続又は無効宣言を求める手続を、その請求が取り下げられた場合でも、職権によって継続することができる。

(2) 請求人が、請求人による費用の補償を要求する決定が執行される州の居住者でない場合において、被請求人からの要求があったときは、請求人は被請求人に対し、その手続費用に対する担保を提供しなければならない。当該要求は、請求書送達の日から 14 日以内に行わなければならない。それをしなかったときは、担保要求権は消滅する。

(3) 特許庁は、その裁量において、担保に係わる金額を定める。請求人に対し、担保を提供するための期間を定める。担保が期限内に供託されなかったときは、請求は取り下げられたものとみなす。

第 113 条 即時拒絶

(1) 特許についての、取消を求める請求又は無効若しくは権原不存在の宣言を求める請求で

あって、明らかに法的根拠を欠いているもの及び提出物であって、特定の請求を含んでいないもの又は請求人にそれについての権限が欠けている(第49条及び第50条)ものについては、無効部は、更に手続を進めることなく、拒絶理由を付して拒絶しなければならない。

(2) 同様に、請求であって、無効部が決定を行う権限を有していないもの又はその事件が決定されているか若しくは係属しているものも、無効部は、更に手続を進めることなく、理由を付して拒絶しなければならない。

(3) 前記の処置は最終決定とみなす。

第114条 請求書の様式及び内容

(1) 請求書には、紛争事件についての簡単な説明及びその特定の請求に加え、提出する証拠について記載しなければならない。

(2) 請求が1の特許権者を対象とするものであるときは、請求書及び付属書類2部を特許庁に提出しなければならない。

(3) 請求が複数の特許権者を対象とするものであるときは、特許庁宛の前記の部数に加え、各関係当事者用として、請求書及び付属書類各1部を提出しなければならない。

第114a条 第三者の参加

(1) 無効部に係属している他人の間の手続において、その内の1の当事者の主張を認める決定が下されることについて正当な利害関係を有する者は、その手続において当該当事者の側に参加することができる(第三者参加)。参加する第三者は、民事訴訟法第20条(RGB1.No.113/1895)に定めた条件が存在していないときでも、訴訟の共同当事者(民事訴訟法第14条)としての地位を有する。

(2) その他の点に関しては、民事訴訟法第18条から第20条までの規定を準用する。

第115条 特許に係わる紛争に関する請求の手続

(1) 議長は、技術職構成員1名及び法律職構成員1名を報告官に指定しなければならない。

(2) 法律職報告官は、請求に理由があると認めたときは、請求書及び付属書の写しを相手方当事者に送付し、同人に対し、2月以上の期間を指定して答弁書2部を提出するよう求めなければならない。報告官は、合理的理由があるときは、当該期間を延長する。

(3) (2)による送達後、民事訴訟法第112条が弁護士及び特許弁護士に同等に準用される。

(4) 民事訴訟法第168条及び第169条が準用される。

第115a条 異議申立手続を理由とする停止

特許についての無効宣言を求める手続であって、係属中のものは、異議申立手続が係属しているか、又は開始された場合は、職権により停止される。特許が取消されなかった場合は、停止された手続は、異議申立手続についての法的に拘束力のある終結の後、請求に基づき又は職権により、継続される。特許が取消された場合は、手続は職権により停止する。

第116条 準備手続

(1) 答弁書が提出されたか又は所定の期間が使用されることなく満了した後、法律職報告官は、必要があれば、口頭審理を行うための準備手続((2)及び(3))を手配しなければならない。

報告官は準備手続において、当事者間での合意を求めよう努めなければならない。合意不成立の場合は、議長が決定する。

(2) 準備手続においては、口頭審理をできる限り中断することなく行えるようにするため、係争に係わる全ての事項について準備をしなければならない。特に、提出された準備書面からは争点でない事実が明らかでない場合は、当事者の意見を聴取するか又は当事者に意見書を提出させなければならない。

(3) 準備手続においては、検証、外国人証人の聴聞及び専門家による長時間を要する調査等の証拠調べも行う。ただし、そのような証拠調べを口頭審理において行うことが審理を複雑にする、若しくは遅延させる、又は費用を不相応に高額ならしめる、又は直ちに証拠調べをすることが証拠保全のために必要であることを条件とする。

(4) 準備手続において証拠調べをするときは、当事者を召喚しなければならない。当事者の不出頭によって、証拠調べが妨げられることはない。

(5) 準備手続における証拠調べについては、第 120 条の規定を適用する。準備手続においては、当事者の聴聞による証拠は認められない。

(6) 準備手続においては法律職報告官が、民事訴訟法第 180 条から第 185 条までに規定されている議長の権限及び義務を有する。

(7) 議長は明示した一定の事実に関し、準備手続の補足を命じることができる。

(8) 答弁書を受領した後又は答弁書提出のために指定された期間が終了したとき、かつ、必要なときは、準備手続を行った後に、報告官は、事件に関する事実及び決定に係わる事実上及び法律上の全ての問題点並びに報告官の結論(報告)を含む書類を議長に提出しなければならない。法律職報告官は法律問題について、技術職報告官は技術問題について、報告しなければならない。議長は、報告官又は議決権を有する他の構成員に報告書の補完を要求することができる。

第 117 条 口頭審理を行うことなく手続を終結させること

無効部に対する手続中に特許が消滅した場合は、請求人が法的利害を具体的に示すことによって、手続の遂行を要求したときを除き、その手続は決定をもって終結させる。第 46 条(1)2. 及び 3. の規定に該当する場合は、請求人は原則として費用償還を受ける権利を有し、相手当事者は、同人の行為がその請求の原因になっておらず、かつ、特許が所定の答弁書提出期間内に消滅した場合に限り、その権利を有する。手続の終結に関する決定はまた、費用償還(第 122 条(1))の問題も決定する。この決定は、最終決定とみなされる。

第 118 条 口頭審理への召喚

(1) 議長は、口頭審理への召喚を行う。請求人は、口頭審理への召喚までに、答弁書を受領する。

(2) 重大な理由がある場合は、議長は請求に基づき又は職権により、審理を他の日に延期することができる。

(3) 口頭審理には、当事者又は代理人並びに口頭審理において尋問を受ける証人及び専門家を召喚する。

(4) 当事者又は代理人の欠席によって、口頭審理を遂行すること及び決定を下すことは妨げられない。

(5) 口頭審理中に延期の請求があったときは、合議体がそれについて決定する。

第 119 条 口頭審理

(1) 口頭審理の指揮及び実行については、民事訴訟法第 171 条から第 203 条までの規定を準用する。議長又は議長が指名した合議体の構成員は、当事者と共に、その事件を事実及び法律の観点から検討しなければならない。

(2) 民事訴訟法第 172 条に定めてある場合の他、公衆の出席がオーストリア連邦共和国政府の重大な利益又は当事者若しくは証人の営業秘密を危険に曝すことになる場合は、請求により、公衆を口頭審理の一部又は全部から排除することができる。

(3) 公衆が排除される場合であっても、特許庁の構成員並びに運輸、技術革新及び技術担当連邦省の高級公務に関与する職員は、口頭審理に出席が認められる。

第 120 条 証拠及び証拠調べ

(1) 証拠調べには、本法に別段の定めがある場合を除き、民事訴訟法第 266 条から第 383 条までの規定を準用する。

(2) 証人が特許庁に対して行う証言及び当事者が特許庁に対して宣誓して行う証言は、裁判上の証言と同等のものとして取り扱う。

(3) 証拠調べに関する上記の原則は、準備手続及び口頭審理の両方に適用する。

(4) 1975 年費用請求法を適用する。

(5) 民事訴訟法第 313 条、第 326 条、第 333 条及び第 354 条の規定によって科せられる規律違反罰及び不謹慎行為罰は 726 ユーロを超えない。規律違反罰及び不謹慎行為罰は、口頭審理における証拠調べに関しては、それに係わる合議体が、準備手続におけるものに関しては、その報告官(第 116 条(1))が科す。第 84 条(1)及び(3)の規定を適用する。

第 121 条 評議及び票決

無効部は、非公開の会議において評議及び票決を行う。構成員に異論がないときは、終結は回状によって決定することができる。

第 122 条 手続費用

(1) 手続及び代理人に係わる費用の償還に関しては、(2)及び第 117 条の規定による他、民事訴訟法第 40 条から第 55 条までを準用して決定する。

(2) 請求を取り下げた者は、相手方当事者にその費用を償還しなければならない。

第 123 条 決定の内容

決定書には、次の事項を記載しなければならない。

1. 決定に関与した部及び構成員の名称
2. 当事者、その代理人及び代理人の名称並びに当事者としての地位
3. 当該決定
4. 決定の根拠となった事実。これは、当事者が行った申立の主要事項に言及し、口頭審理によって明らかとなった事実についての簡潔な説明によって構成される。
5. 決定の理由

6. 上訴権に関する情報

第 124 条 決定の告知

(1) 決定及びその主たる理由についての告知は、可能な場合は、口頭審理の終了後直ちに口頭で行わなければならない。

(2) 如何なる場合にも、決定についての全ての理由を含んでいる決定書を速やかに当事者に送達しなければならない。

第 125 条 調書

(1) 準備手続及び口頭審理において調べられた全ての証拠について、書記は調書を作成しなければならない。調書には、口頭審理の場所、時、内容に関する情報に加えて、合議体構成員、書記、関係当事者、その代理人、聴聞を受けた証人及び専門家の名称を記載し、更に、口頭審理の内容及び議事進行についても記載しなければならない。調書には、議長及び書記が署名しなければならない。議長は書記を任命する代りに、音響記録媒体を使用することができ、その場合、全ての事件において、第 2 文に言う情報がその記録に含まれるようにしなければならない。音響記録媒体による録音については、筆記録を作成しなければならない。この筆記録には、議長のみが署名する。

(2) 非公開評議(第 121 条)に関しては、評議の結果及び票決を記載した別途の調書を作成しなければならない。当該調書には議長と書記が署名しなければならない。

第 126 条 裁判所の援助

裁判所と特許庁は、相互に援助する義務を負う。

第 127 条 手続の再開

(1) 決定によって、特許の全部若しくは一部について取消が行われ、又は無効若しくは権原不存在の宣言がされた場合又は当該決定を求める請求が拒絶された場合において、次の事由があるときは、当事者からの請求に基づき、終結した手続を再開することができる。

1. 決定の根拠とされた書類が偽造又は変造されていたこと
2. 証人又は専門家が虚偽の証言をした、又は相手方当事者が尋問において偽誓を行い、決定がそれを根拠としていること
3. 決定が、当事者の代理人又は相手方当事者若しくはその代理人による犯罪となるべき詐欺行為によって取得されていたこと
4. 当該決定又は当該決定の基礎とされた先の決定に関与していた構成員が、犯罪行為となる職務違反行為を行って、当事者に損害を与えていたこと
5. 刑事手続における事実認定であって、決定の根拠とされていたものが、その後、他の確定した判決によって覆されたこと

(2) 手続再開の請求は、紛争の当事者が、取り消されるべき決定が法的拘束力を持つようになってから 1 年以内に限り、かつ、第三者がその間に取得した権利を損なわないことを条件としてのみ、行うことができる。

(3) 特に、最初の決定の後、それに係わる発明の実施を開始していた者又は実施のための準備をしていた者は、先使用者の権利(第 23 条)を取得する。

(4) 手続を再開するか否かは、不服申立の対象とされた決定を行った当局(特許庁の技術部、無効部、ウィーン控訴裁判所又は最高裁判所)が決定する。上級審が手続再開の請求を認めるときは、同上級審は同時に、その手続を同上級審又は下級審の何れにおいて再開するかを決定しなければならない。

(5) 手続再開の請求は、決定の執行を遅延させる効力を有さない。

第 128 条

特許庁が錯誤により特許の削除を特許登録簿に登録した場合は、その錯誤を確認した後、当該登録を抹消し、かつ、当該抹消を公示するよう命令しなければならない。その間に善意で取得された第三者の権利は、手続再開における場合と同様に保護される。

第 128a 条 出願についての追加的処理

出願が、特許庁が定めた期限を逸したという理由で拒絶された場合は、出願人又はその法律上の承継人はその出願の処理を請求する権利を有する。請求書は、拒絶についての決定書が送達されてから 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。脱漏した手続は前記の期間内に行わなければならない。要請は、追加的処理手数料が納付されている場合に限り、承認される。追加的処理請求の承認によって、拒絶決定は無効となる。

第 129 条 原状回復

(1) 予測できない又は避けることのできない出来事によって、設定された期限を遵守することができず、その結果、発明の保護に関する規定の適用により、その直接的結果として、不利益を蒙った者は、原状回復の承認を受けることができる。軽過失による不履行は、原状回復を妨げない。

(2) 次に該当する場合は、原状回復は認めない。

原状回復請求のための期限(第 131 条(1))、その請求に関連している決定に対する上訴の期限及び異議申立(第 102 条(1))のための期限が守られなかったこと

(3) 優先権の申立、当該申立の補正又は優先権書類(第 95 条(2)及び(3))の提出に対して定められている期間に関しては、原状回復は、第 131 条に規定する請求書提出期限に拘らず、請求書が特許付与の公示日(第 101c 条(2))前に特許庁によって受理されている場合に限り、認められる。原状回復が認められた場合は、付与(第 101 条)又は拒絶の決定(第 100 条)は無効となる。

第 130 条

(1) 請求についての決定は、懈怠のあった手続の宛先であった部門が行う。技術部に対する手続において懈怠があったときは、その技術部に配属されている法律職構成員が請求についての決定を行う。

(2) 特許庁無効部の管轄範囲内にある事項に関しては、無効部の議長が決定する。その決定に対しては、法律点に関する不服申立をウィーン控訴裁判所にすることができる。

第 131 条

(1) 原状回復のための請求は、障害が解消した日から 2 月以内、かつ、如何なる場合にあつ

ても、本来の指定期間の満了後 12 月以内に提出しなければならない。

(2) 請求人は、請求の理由とする事実を記載し、当該事実が当局にとって明白であるときを除き、それを実証しなければならない。請求と同時に、懈怠した手続を追完しなければならない。

(3) その事件において、請求人にとっての相手方当事者があるときは、請求書及びその付属書類の写しを当該相手方当事者に提供しなければならない。

第 132 条 [削除]

第 133 条

(1) 請求又は追完する手続に欠陥があったときは、請求人は、決定が下される前の所定の期間内に、それを除去しなければならない。

(2) 保護されている権利が公的登録簿に登録されている場合は、請求及びその処置をその登録簿に登録しなければならない。

(3) 原状回復の承認は、保護されている権利について、その消滅が公示されており、それが回復することになる場合は、特許公報に掲載しなければならない。

第 134 条

(1) 決定が行われる前に、事件の相手方当事者は、所定期間内に意見を述べる機会が与えられるものとする(第 131 条(3))。

(2) 請求人は、その請求が承認されたか否かに拘らず、請求に関連して相手方当事者に生じた手続及び代理行為の費用を支払うよう命じられる。

第 135 条

原状回復の承認によって、期限を遵守しなかったことから生じた法律的效果は消滅する。当局は、決定を実施するために必要な措置をとらなければならない。

第 136 条

(1) 保護を受ける権利が拒絶され、失効し、消滅し又はそれ以外の形で効力を喪失し、かつ、その権利が原状回復請求の承認によって回復した場合、その権利の効力は、当該権利の消滅後であって、原状回復の承認についての公示(第 133 条(3))日前又は第 133 条(2)の場合においては、請求が登録簿に登録された日までに、またその他の場合においては、請求書が管轄当局に到着するまでに、オーストリアにおいて業としてその権利の目的の実施を開始していた者又はそのための準備をしていた者(暫定的使用者)には、及ばない。前記の者は、当該権利の目的を自己の事業上の必要のために、自己又は他人の事業所において実施することができる。当該権利は、その事業と共にする場合に限り、相続又は譲渡することができる。更に、先使用权に関する規定を適用する。

(2) 回復した権利に係わる先の有効期間中に締結されたライセンス契約が存在しており、かつ、ライセンシーの権利が暫定的使用者((1))によって制限される場合は、契約上のロイヤリティについて応分の減額を要求すること又はライセンシーが前記の制限のために、既にその契約の継続を望んでいないときは、解約を求めることができる。

第 137 条 執行

(1) 特許庁による法的拘束力のある決定は、執行令第 1 条 (RGBI No. 79/1896) の規定による執行権を与える。

(2) 特許庁は職権により、同庁自体及び上訴審の法的拘束力のある決定を執行するために必要な登録簿への登録及び登録簿からの抹消を行わなければならない。合議体決定の場合は、議長が、必要な指示を出さなければならない。

IV. 上訴審としてのウィーン控訴裁判所及び最高裁判所

A. 特許庁の技術部及び法律部の決定に関する上訴

第 138 条 上訴

(1) 技術部及び法律部によって下された決定は、法律点に関する不服申立をウィーン控訴裁判所にすることによって争うことができる。

(2) 報告官の指示であって、技術部又は法律部の決定を準備するためのものについては、法的手段は認められない。

第 139 条 手続

法律点に関する不服申立手続は、非訟手続法第 44 条及び第 49 条を除く非訟手続法, RGBI No. 111/2003 の規定を準用して管轄される。ただし、次の各号の具体的な条件に従う。

1. 非訟手続法における第 1 審裁判所への言及は、技術部及び法律部への言及と解釈する。
2. 法律点に関する不服申立書及び抗弁書の提出期限は、2 月とし、当該期限は延長することができない。
3. 新たな事実又は証拠は、第 1 審において適時に提出された事実又は証拠に裏付けする又は反駁する場合に限り提出することができる。
4. 適時に提出された法律点に関する不服申立に欠陥があることが証明された場合は、担当構成員は不服申立人に対して当該欠陥を補充するための期限を定める。遅れて提出された又は定められた期限内に補充されない法律点に関する不服申立は、不服申立の対象とされた決定を下した合議体の部門によって却下される。授權された職員の決定に対する法律点に関する不服申立は、担当構成員によって却下される。
5. 非訟手続法第 50 条による決定は、不服申立の対象とされた決定を下した合議体の部門によってなされる。当該決定が授權された職員によってなされたものならば、担当構成員が決定する。
6. 非訟手続法第 51 条(1)は、事案は、該当する場合、説明報告書付きで言及すべき旨のただし書きに従うことを条件として適用される。
7. 手続の各当事者は、自己が発生させた費用を負う。
8. 上訴裁判所(court of recourse)による法律点に関する不服申立の決定は、上訴裁判所によって出されなければならない。

第 140 条 更なる不服申立

(1) 法律点に関する不服申立手続において、上訴裁判所によって出された決定に対する法律点に関する更なる不服申立は、非訟手続法第 62 条に従って認められる。

(2) 法律点に関する更なる不服申立手続には、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として非訟手続法の規定を準用する。

1. 法律点に関する更なる追加の不服申立書及び抗弁書の提出期限は、2 月とする。当該期限は延長することができない。
2. 法律上の論点手続及び認容性要件に関する更なる不服申立は、上訴裁判所に提出しなければならない。非訟手続法第 67 条に従う却下は、上訴裁判所によってなされなければならない。

非訟手続法第 68 条(4) (No. 2) の場合を除き、法律点に関する更なる上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。

3. 手続の各当事者は、自己が発生させた費用を負わなければならない。

B. 特許庁無効部の決定に対する上訴

第 141 条 上訴

(1) 特許庁無効部による最終決定は、ウィーン控訴裁判所に上訴することができる。

(2) 上訴手続は、民事訴訟法第 561 条(2)を除き、民事訴訟法の規定を準用して管轄される。ただし、次の各号の具体的な条件に従う。

1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は、無効部への言及と解釈する。
2. 上訴及び抗弁書の提出期限は、2 月とする。当該期限は延長することができない。
3. 適時に提出された上訴に欠陥があることが証明された場合は、担当構成員は上訴人に対して当該欠陥を補充するための期限を定めなければならない。欠陥が期限内に補正された場合は、上訴は適時に提出されたものとみなされる。
4. 上訴の決定に対する不服申立は、上訴裁判所に行う。

第 142 条 法律点に関する不服申立

(1) 報告官の準備命令に対する上訴は認められない。(2)に従うことを条件として、予備手続又は聴聞中に無効部によって採択された決定に対して別個の上訴は認められない。当該決定は、最終決定に対して効果を有した場合に限り上訴によってのみ攻撃することができる。

(2) 手続を中断する決定、上訴を却下する決定、第 130 条(2)に従っての決定に対して、及び手数料受給権法に基づく主張についての決定に対して、法律点に関する不服申立をウィーン控訴裁判所に提出することができる。上訴裁判所の決定は、民事訴訟法第 519 条に従って最高裁判所に上訴することができる。

(3) 法律点に関する不服申立手続は、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟法の規定を準用して管轄される。

1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は、無効部への言及と解釈する。
2. (2) 第 1 文に従っての法律点に関する不服申立は、無効部に提出し、(2) 第 2 文に従っての法律点に関する不服申立は、上訴裁判所に提出する。
3. 適時に提出された(2) 第 1 文に従っての法律点に関する不服申立に欠陥があることが証明された場合、無効部の法律職報告官又は議長は一人で決定することを授權されている場合は、不服申立人に欠陥を補充する期間を認めることができる。欠陥が期限内に補充された場合は、法律点に関する不服申立は適時に提出されたものとみなされる。
4. 法律点に関する不服申立の決定は、上訴裁判所によって下さなければならない。

第 143 条 法律点に関する上訴及び法律点に関する更なる不服申立

(1) 上訴裁判所の判決は、民事訴訟法第 502 条に従って法律点に関して上訴することができ、再審裁判所の決定は、民事訴訟法第 528 条に従って法律点に関する更なる不服申立をすることができる。

(2) 法律点に関する上訴手続は、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟

法の規定を準用して管轄される。

1. 法律点に関する上訴及び抗弁書の提出期限は、2月とする。当該期限は延長することができない。
2. 法律点に関する上訴は、上訴裁判所にする。第1審裁判所への付託に関する言及を除き、第1審裁判所への言及は、上訴裁判所への言及と解釈する。民事訴訟法第507a条(3)3.第2文の場合を除き、法律点に関する上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。
- (3) 民事訴訟法の規定が、法律点に関する更なる不服申立手続にも準用される。ただし、法律点に関する不服申立が上訴裁判所に提出されなければならない旨のただし書きに従うことを条件とする。

C. 通則

第144条 法的支援

本章に従っての上訴手続についての法的支援は、特許庁に請求しなければならない。法的支援の請求に対する決定は、命令によって議長の1を通じ無効部によって下されなければならない。非訟手続法第7条(2)、民事訴訟法第63条、第64条、第66条から第73条まで、及びRGBI No. 96/1868の弁護士職業倫理法(Lawyers' Professional Code)が、裁判所への言及は無効部への言及であるものと解釈する旨のただし書きに従うことを条件として適用される。弁護士の任命の代わりに、特許庁はウィーン控訴裁判所での上訴手続について特許弁護士の任命も許可することができる。決定に対して法律点に関する不服申立を2週間以内に行うことができる。

第145条 送達、代理、手続参加、記録閲覧

- (1) 本章に従っての上訴手続において、特許庁による文書の送達は第85条及び第86条に従ってなされる。
- (2) ウィーン控訴裁判所での手続において、特許弁護士及び公証人も当事者を代理することを許可される。委任状への言及は書証を代替する。
- (3) 多者間の手続において、上訴の対象とされた権利の取得者は相手方の承諾なくとも手続に参加することができる。
- (4) 第81条及び第81a条が、本章に従って記録を閲覧する権利に準用される。

第145a条 - 第145b条 [削除]

第146条 合議体の構成

(1) 管轄権に関する法律第8条(2)が、裁判員の地位は、専門の職業裁判員(expert commercial lay judges)又は特許庁の構成員など専門の技術的熟練を有する他の者であって、夫々5年の任期で、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣(Federal Minister of Transport, Innovation and Technology)の提案で連邦司法大臣(Federal Minister of Justice)によって任命された者が着任することができる旨のただし書きに従うことを条件として適用される。特許庁構成員又は他の連邦公務員が裁判員として任命される場合は、公務としての専門裁判員として職

務を提供し，独立であり，その務めを果たす上で指示に拘束されない。管轄権に関する法律第 19 条から第 25 条までが準用される。

(2) 技術部又は無効部の決定に基づく決定に対する上訴の場合は，最高裁判所が，3 人の専門職裁判官に加え(1)に従って 2 人の裁判員を含む評議員会の様式で決定する。

(3) 第 36 条(2)及び(3)に従ってのライセンスの付与又は取下に関する手続において，(1)及び(2)が，評議員会は農業，林業，環境及び治水担当連邦大臣(Federal Minister for Agriculture, Forestry, Environment and Water Management)の提案によって連邦司法大臣によって任命された 1 構成員を含まなければならない旨のただし書きに従うことを条件として適用される。

(4) 別異の規定がない限り，専門の職業裁判員に適用される規定を準用する。議長は評議員会の 1 構成員を報告官として任命する。

V. 特許権侵害及び情報提供義務

第 147 条 差止請求権

特許から生じる権利を侵害された者又はそのような侵害の虞があると考える者は、差止命令を求める訴訟を提起することができる。

第 148 条 除去の請求

(1) 特許権侵害者は、本法に対する違反を構成している事情を除去する義務を負う。

(2) 被侵害者は特に、侵害者の費用負担において、特許権を侵害している物品(侵害物品)を廃棄すること並びに専ら又は主として侵害物品の製造のために使用された器具、機械及びその他の手段(侵害手段)を、侵害者による費用負担によって、意図した目的のためには使用不能にすることを要求することができるが、第三者の対物的権利が侵害されないことを条件とする。

(3) (1)に規定した侵害物品又は侵害手段が、引き続き存在し、かつ、被告が使用しても原告の排他的権利を侵害することにはならない部分を含んでいる場合は、裁判所は前記の物品又は手段を廃棄又は使用不能とすることを命じる判決書に、当該部分を明示しなければならない。判決の執行に際しては、それらの部分ではできる限り廃棄又は使用不能にはしないようにするものとするが、そのためには関連費用をその義務を負う当事者が事前に支払うことを条件とする。

(4) 執行の過程で、侵害手段を使用不能にすることがそれを廃棄するより多大な費用を要することが明らかになり、かつ、義務を負う当事者が事前にその費用を支払わない場合は、執行裁判所は当事者双方を尋問した後、侵害手段の廃棄を命じる。

(5) 特許権侵害の事情が、(2)において言及した方法とは異なる方法、すなわち、資産を全く廃棄しない方法又は軽度の廃棄による方法を含む他の方法で除去可能な場合は、被侵害者はその種の対処のみを要求することができる。

(6) 被侵害者は、侵害物品を廃棄するか又は侵害手段を使用不能にすることを要求する代わりに、侵害物品又は侵害手段の所有者に対し、それらの製造費用を超えない十分な補償を行い、それを代償として、それらの物品又は手段を引き渡すよう要求することができる。

(7) 必要な場合には、破棄の執行に関しては専門家と協議するものとし、専門家は、執行の対象とする物品を指定する。

第 149 条 判決の公表

(1) 差止又は除去を求める訴訟の場合、裁判所は請求に基づき勝訴当事者に、相手方当事者の費用負担において、民事訴訟法第 409 条(2)に従って定める期間内にその判決文を公表する権利を与えるものとするが、それは勝訴当事者が当該公表について正当な利益を有する場合に限る。公表の範囲及び内容は、判決文に明示しなければならない。

(2) 公表内容には判決文を含める。ただし、勝訴当事者の請求により、裁判所は公表内容を判決書に記載されている範囲若しくは文言と異なるものとする事、又は判決書を補足したものとする事ができる。当該請求は、遅くとも判決が確定してから 4 週間以内に行わなければならない。請求が口頭審理の終了後に行われたときは、判決が確定した後、第 1 審の裁判所がそれについて決定する。

(3) 第1審裁判所は、勝訴当事者からの請求があったときは、判決の公表費用を定め、相手方当事者にその費用を補償するよう命じなければならない。

第150条 金銭的請求

(1) 特許権が許可を得ることなく使用された場合は、被侵害者は侵害者に対して適切な金銭的補償を請求する権利を有する。

(2) 有罪の特許権侵害の場合は、被侵害者は適切な補償((1))に代え、次の何れかを請求をすることができる。

(a) 逸失利益を含む損害の賠償、又は

(b) 侵害者が特許権侵害行為によって実現した利益の引渡

(3) 被侵害者は、特許侵害が重大な過失又は故意によって生じていた場合は、損害を証明をすることなく、(1)の規定によって権利を有する補償額を2倍にするよう要求することができる。

(4) 被侵害者は、有罪の特許権侵害から生じた金銭的損失((2))以外の損害についても適切な補償を請求する権利を有する。ただし、これは事件の特殊事情によって正当化される場合に限る。

第151条 計算書の作成

侵害者は、被侵害者のために計算書を作成し、その正確性を専門家に検証させる義務を負う。検証の結果、計算書によるものより高額であるべきことが明らかになったときは、検証費用は侵害者の負担とする。

第151a条 出所及び配給網に関する情報

(1) 特許から生じる権利の1について侵害を蒙った者は、侵害商品及びサービスの出所及び配給網についての情報を要求することができる。ただし、その要求が侵害の程度と釣り合いでないこと又は法的守秘義務に違反しないことを条件とする。侵害者及び業として次に掲げる行為をしているとみなされるものは、情報提供の義務を負う。

1. 侵害商品を所持すること

2. 侵害サービスを使用すること、又は

3. 侵害活動をする上で使用されるサービスを提供すること

(2) (1)の規定による情報提供義務は、該当する場合は、次に掲げる事項を含む。

1. 商品又はサービスに係る生産者、配給業者、供給業者及びその他の前所有者並びに販売予定先である卸し及び小売り販売業者

2. 生産、配達、引き取り又は発注された数量並びに問題の商品又はサービスに関して得られた価格

第151b条 仮差止

(1) 本法の規定による、差止、除去、適切な補償、損害賠償及び利益の返還を要求する権利に関しては、その要求を保護し並びに証拠を保全するために、仮差止命令の発給を受けることができる。

(2) 適切な補償、損害賠償及び利益の返還に対する要求を保護するために、業として行われ

る権利侵害の場合は、その要求の達成が危険に曝されるときは、仮差止命令の発給を受けることができる。

(3) 差止又は除去を要求する権利を保護するために、執行令第 381 条に規定されている要件が満たされていない場合であっても、仮差止命令の発給を受けることができる。

(4) 被侵害者からの要求があったときは、相手方当事者に対する尋問なしに、(1)の規定による仮差止命令を出すことができるが、遅延が、被侵害者に取消すことのできない損害を生じさせる虞のある場合又は証拠破棄の危険がある場合に限る。

第 152 条 使用者責任

(1) 特許権侵害が企業の従業者又は代理人によって企業の業務遂行中に行われたか、又は行われる可能性がある場合は、その企業所有者を相手として差止命令(第 147 条)の発給を請求することができる。企業所有者が侵害物品又は侵害手段の所有者であるときは、企業所有者はそれを除去する(第 148 条)義務を負う。

(2) 適切な補償を求める請求権の原因となった特許権侵害が、企業の従業者又は代理人によってその企業の業務遂行中に行われたときは、補償金の支払(第 150 条(1))及び計算書作成(第 151 条)及び情報提供(第 151a 条)についての義務は、その企業所有者のみに適用する。ただし、企業所有者が特許権侵害を知らず、かつ、それによって利益を得ていないときは、この限りでない。

(3) 企業の従業者又は代理人がその企業の業務遂行中に特許権侵害をした場合において、企業所有者がその特許権侵害を知っていたか又は知っているべきであったときは、それらの者の責任に関わりなく、企業所有者は第 150 条(2)から(4)までの規定による責任を負う。

第 153 条 連帯責任

複数の者に対して同一の金銭的請求(第 150 条)がされている場合は、それらの者は連帯して責任を負う。

第 154 条 消滅時効

オーストリア民法第 1469 条の規定を全ての金銭的請求権(第 150 条)、計算書作成の請求権(第 151 条)及び情報についての請求権(第 151a 条)に適用する。これら全ての請求権についての時効期間は、計算書作成の訴え又は第 163 条の規定に基づく宣言的決定(確認)を求める請求によっても中断される。

第 155 条 方法特許

特許が新規物質の製造方法に係わるものであるときは、それと同一の性質を有する全ての物質は、反証が挙げられるまでは、その特許方法によって製造されたものとみなす。

第 156 条 先行問題

(1) 侵害訴訟の根拠とされる特許の効力又は有効性については、裁判所は(3)の規定に従うことを条件として、先行問題として独立して判決を下すことができる。

(2) 第 1 審裁判所は、特許の効力又は有効性について下す全ての判決に関し、特許庁に対して、特許付与のファイルに添付させるため、判決の法的効力を確認する文書を送付しなければ

ばならない。当該判決については、特許登録簿に注記しなければならない。

(3) 判決が、特許が無効であるか否か(第 48 条)に依存している場合は、裁判所は先ずこの問題を独自に審査しなければならない。特許庁は、裁判所からの請求があったときは、裁判所での手続において提出された書類により、無効宣言が出される可能性があるか否かについて、鑑定書を発行しなければならない。裁判所が、証拠調べの結果に基づいて、無効宣言が出される可能性があると判断したときは、裁判所はその訴訟を中止しなければならない。被告が、中止決定書の送達を受けてから 1 月以内に、被告が特許庁に無効宣言を求める請求をしていること、紛争当事者間の無効宣言に係わる手続が既に係属していること又は被告がそれらの手続に第三者として参加していることを証明した場合を除き、裁判所は、原告の請求があったときは、その訴訟手続を継続しなければならない。その場合は、裁判所は無効の抗弁を考慮することなく、決定をする。ただし、口頭審理の終結前に下される無効部の決定は、考慮に入れなければならない。

(4) 裁判所における訴訟手続が(3)の規定に従って停止された場合は、被告は、無効宣言を求める請求書を提出している、紛争当事者間の無効宣言手続が既に係属している、又は被告が当該手続に第三者として参加している旨の証拠の提示に代え、被告が特許に対する異議申立書を提出している旨の証明することができる。

(5) 裁判所の手続が特許庁に係属している手続を理由として中止された場合、裁判所は、先行問題に関する決定の確定後、何れかの当事者から要求があったときは、その訴訟手続を再開しなければならない。また、この決定を基礎として採用しなければならない。

(6) 特許の効力又は有効性に関して、特許庁が、侵害訴訟における裁判所の決定と異なる決定をしたときは、それを再審の訴え(民事訴訟法第 530 条(1))の根拠とすることができる。管轄については民事訴訟法第 532 条(2)の規定を、上訴手続の中止については民事訴訟法第 544 条(1)の規定を準用する。訴訟手続の提起期間(民事訴訟法第 534 条(1))は、特許の効力又は有効性に関する決定が確定したときから始まる。

第 157 条 先例となる手続の取扱

(1) 無効宣言に関する手続において、中止決定書(第 156 条)が提出された場合は、それが提出されたときから、それに関連する手続に次の各号の特別措置を適用する。

1. 手続を速やかに処理しなければならない。
2. 中止決定書を提出した当事者は直ちに、当該当事者が無効部に対して手続を開始していること、第三者としての参加という形で係属中の手続に参加していること又は係属している手続に対して中止決定書を提出した旨が、受付部門によってその表紙の写しの上で確認される。
3. 答弁書(第 115 条(2))は、1 月以内に提出させるものとし、当該期間は延長することができない。
4. 主張についての証明であって、口頭審理の少なくとも 2 週間前までに特許庁に提出されておらず、かつ、相手方当事者に通知されていなかったものは、相手方当事者が反対しなかった場合に限り、考慮に入れることができる。
5. 上訴及びそれへの反論、再上訴及びそれへの反論のための期間は 1 月とし、これを延長することはできない。

(2) 異議申立に関する手続において、中止決定(第 156 条)が提出された場合は、(1)の規定を準用する。

第 158 条 仮保護

特許付与の公示(第 101c 条(2)の前に、第 101 条(5)に基づく請求が裁判所に提起され、かつ、判決が当該請求が正当であるか否かに係っている場合は、裁判所は付与の公示までその手続を停止することができる。停止された手続は、付与の公示の後、請求に基づき又は職権により、継続される。

第 159 条 訴追することができる特許侵害

- (1) 特許権を侵害した者は、裁判所により日割罰金額の 360 倍以下の罰金刑を科せられる。当該行為を業として行った者は、2 年以下の拘禁刑に処せられる。
- (2) 企業の所有者又は経営者であつて、その従業者又は代理人が企業の業務遂行の過程において特許権を侵害するのを防止しなかつた者に対しても、前項と同一の罰金刑が科せられる。
- (3) (2)の規定による企業所有者が会社、協同組合、団体又は自然人でない法的主体であり、それらの者が不作為の罪を犯しているときは、(2)の規定をその機関に適用する。
- (4) (1)の規定は、使用者又は命令者の指示に従つて行動する従業者又は代理人には適用しないものとするが、それらの者が経済的に依存しているために、当該行為を実行するのを拒絶することが期待できない場合に限る。
- (5) 訴追は、被侵害者の請求があつた場合に限り、行われる。

第 160 条 私法に基づく請求

第 150 条の規定に基づく請求権の行使は、1975 年オーストリア刑事訴訟法、BGBI. No. 631、の第 17 章の規定に従う。当事者は双方共、補償請求権に関する決定について上訴することができる。

第 161 条 刑事訴追に関する特殊性

刑事訴訟手続には、第 119 条(2)、第 148 条、第 149 条及び第 157 条を適用する。第 156 条の規定もまた、次の修正を加えて準用する。「第 156 条(3)に規定した 1 月の期間は、刑事裁判所が被疑者に対し、被疑者が特許庁に無効宣言を求める請求を行っていること、紛争当事者間での無効宣言を求める手続が既に係属していること又は被疑者がその訴訟に第三者として参加していること又は異議申立を行っていることを証明するよう要求した日から開始する。」被疑者が指定期間内に無効宣言を求める請求又は異議申立を行わなかつた場合において、裁判所が特許について無効の可能性があると判断したときは、裁判所は職権により無効宣言を求める請求又は異議申立をする。その場合の当事者は、請求をした裁判所、私的原告及び被疑者とする。当該訴訟において生じる費用は、刑事訴訟の費用とみなす。

第 162 条

- (1) 本法に基づく訴訟及び差止は、ウィーン商事裁判所の専属管轄権とする。係争金額に拘りなく、合議体(管轄権規則第 7 条(2)第 1 文、第 8 条(2))が決定する。同じ規則を仮差止命令に適用する。合議体は、第 1 審及び第 2 審手続においては第 146 条(1)に従つて、第 3 審においては第 146 条(2)に従つて構成される。
- (2) 本法に基づく刑事事件の裁判権は、ウィーン刑事事件地方裁判所に所属する。

第 163 条 宣言的決定を求める請求

(1) 業として物を生産し、流通させ、その販売の申出をし、若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者は、特許庁に対し、特許所有者又は排他的ライセンスを相手として、当該の物又は方法が全体においても、一部においても、その特許によって保護されていない旨の宣言的決定を求める請求をすることができる。

(2) 特許所有者又は排他的ライセンスは、特許庁に対し、業として物を生産し、流通させ、その販売の申出をし、若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者を相手として、当該の物又は方法の全体又は一部がその特許によって保護されている旨の宣言的決定を求める請求をすることができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づく請求は、請求の相手方が、当該宣言的決定の請求の前に提起された、同一の物又は方法に関する侵害訴訟が同一当事者間で裁判所に今なお係属していることを証明したときは、却下される。

(4) 宣言的決定の請求は、1 の特許及びその追加特許のみを対象としなければならない。請求書には、対象とする物又は方法についての正確かつ明瞭な説明書及び必要なときは、その図面を4部添付しなければならない。最終決定書には、前記の説明書及び図面があるときは、その図面の写し各1部を添付しなければならない。

(5) 宣言を求める手続の対象である特許の保護範囲を判定するときは、特許庁は、特許付与に関するファイルの内容及び双方の当事者によって証明された先行技術を考慮しなければならない。

(6) 手続費用は、請求の相手方の行為がその請求の原因になっておらず、かつ、相手方が指定された答弁期間内にその主張を認めたときは、請求人の負担とする。

(7) その他の点に関しては、紛争手続に関する規定を宣言手続に適用する。

第 164 条 [削除]

第 165 条 特許保護に関する情報の提供義務

製品が特許を受けているという印象を与える虞のある表示をした者は、請求を受けたときは、当該表示の根拠とした特許についての情報を提供しなければならない。

VI. バイオ特許監視委員会

第 166 条

(1) バイオ特許監視委員会は、生物工学による発明の法的保護に関する、1998年7月6日付けの欧州議会及び評議会の指令 98/44/EC、1998年7月30日付けの公報第 L213 号、p13、の実施によるオーストリア法、特にオーストリア共和国に対する効力を持って付与された、関連する国内特許及び実用新案に関する影響を監視し、評価する。

(2) バイオ特許監視委員会は特に、1998年4月16日付けの国家評議会の決議、107/E(XX, GP)から生じる下記の責務を負う。

1. 上記指令を実施するために採択されたオーストリアの法的規定による、人権、動物、植物及び生態系並びに消費者保護、農業、開発途上国への影響を調査すること
 2. 国内での付与及び決定に関する認定業務、特に第 1 条(3)2 及び 3、第 2 条(2)第 1 文並びに第 36 条及び第 37 条に関するものを調査すること
 3. 指令を実施するために採択されたオーストリアの法的規定が次に掲げる原則を満たしているか否かを調査すること
 - a) ヒトをクローン化する、及びヒトの遺伝子系列を変更する方法に対しては特許保護を提供しないこと
 - b) ヒトの胚を使用する方法及び胚自体に対しては特許保護を提供しないこと
 - c) 指令第 6 条(2)に定義されている「動物保護条項」に関して更なる制約を課さないこと
 - d) 畜産業者及び農業経営者に対し、指令第 11 条の規定による特権を与えること
 - e) 生物学的多様性に関する条約、BGBI. No. 213/1995、から生じる義務を果たすこと
 4. 調査及び経済政策の成果、特に中小企業に関する影響を監視すること
- (3) 運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣は国家評議会に対し3年毎に、バイオ特許監視委員会の所見及び評価に関する報告を提出しなければならない。第 1 回目の報告は、遅くとも 2012 年 6 月 30 日までに提出しなければならない。

第 167 条

(1) バイオ特許監視委員会の構成員は次の通りとする。

1. 連邦官房の代表者
2. 連邦保健省の代表者
3. 農業、林業、環境及び治水担当連邦省の代表者
4. 運輸、技術革新及び技術担当連邦省の代表者
5. 経済、家族及び青年担当連邦省の代表者
6. 科学及び研究担当連邦省の代表者
7. 生命倫理委員会の代表者
8. オーストリア経済会議所の代表者
9. オーストリア農業会議所の代表者
10. オーストリア労働連盟の代表者
11. オーストリア特許弁護士会議所の代表者
12. オーストリア法律家協会の代表者
13. オーストリア産業連盟の代表者

14. オーストリア知的財産法協会の代表者
15. オーストリア産業特許技術者の代表者
16. オーストリア消費者連盟の代表者
17. 環境エイジェンシー・オーストリアの代表者
18. okoburo — オーストリア環境諸団体に関する調整事務所 — の代表者
 - (2) 当該委員会は、関心を有する市民との対話を行わなければならない。
 - (3) バイオ特許監視委員会の会長及び代理をおくときは、その代理は、同委員会の構成員が選出する。構成員の少なくとも半数が出席している場合は、定足数に達している。決議は、単純過半数の投票をもって採択するものとし、賛否同数の場合は、議長が決定権を有する。
 - (4) 委員会は手続に関する内部規則を採択するものとし、また、作業グループを設置することができる。委員会は、その責務を果たすために、専門家その他の顧問の意見を求め、かつ、有償で、その作業を下請けさせる権限を有する。
 - (5) 議長は第三者に対し委員会を代表する権限を有する。委員会の活動は無償であり、かつ名誉的な。
 - (6) 特許庁におかれる委員会事務局は、責務を遂行することによって、委員会、会長及び設立された作業部会を援助しなければならない。委員会は各暦年について予算及び決算を作成しなければならない。

第 168 条 - 第 172 条 [削除]

VII. 経過規定及び最終規定

第 173 条 経過規定

(1) 特許及び特許出願であって、その出願日が 1994 年 1 月 1 日前であるものについては、特許性の査定をするときは第 2 条(2)を、新規性の査定をするときは第 3 条を、無効宣言の理由としては第 48 条(1)2. を、並びに異議申立の理由としては第 102 条(2)2. を、本法、BGBI. No. 634/1994、施行前に有効であった条文によって引き続き適用する。

(2) 1984 年 12 月 1 日前にされた特許出願に基づく特許の存続期間及び終了については、1984 年特許法改正第 VI 条、BGBI. No. 234/1984、を、それらの特許の存続期間は出願日から少なくとも 20 年として、引き続き適用する。軍隊又は独占・行政機関が第 24 条及び第 25 条に基づいて 1996 年 1 月 1 日前に主張した権利に関しては、第 24 条、第 25 条及び第 173 条 3. を 1996 年 1 月 1 日前に有効であった条文によって引き続き適用する。

(3) (1)の規定に従うことを条件として、特許及び特許出願であって、その出願日が連邦法、BGBI. I No. 51/2007 の施行日より前であるものについては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 3 条(2)4 を引き続き適用する。第 3 条(3)第 2 文の規定を、連邦法、BGBI. I No. 51/2007 の施行時に係属していた特許出願に適用するものとするが、その時点において特許を付与する旨の決定がされていなかったことを条件とする。

第 174 条

(1) 連邦法、BGBI. INo, 149/2004 の施行前に公告(publication)の決定がされていた特許及び特許出願に関しては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 4 条(3)、第 5 条(1)、第 20 条(3)、第 28 条(2)、第 31 条、第 32 条、第 45 条(1)、第 52 条(1)、第 57 条(1)、第 60 条(3)a. から c. まで、第 62 条(3)及び(4)、第 80 条(1)、第 81 条(2)及び(3)、第 91 条(3)、第 92a 条、第 92b 条、第 101 条、第 102 条、第 103 条から第 109 条まで、第 111 条、第 127 条(1)及び(4)、第 128 条、第 129 条(3)、第 156 条(4)及び(5)、第 157 条、第 158 条並びに第 171 条(1)、(3)及び(5)を引き続き適用する。

(2) (1)の規定に基づく特許及び特許出願に関しては、連邦法、BGBI. INo, 149/2004 の条文による第 81a 条を適用するものとするが、ただし出願の公告(announcement)が出願の公開(publication)に代わる。

(3) 特許出願であって、連邦法、BGBI. INo, 149/2004 が施行された時点で取り下げられたとみなされているが、その出願についての、前記連邦法施行前に有効であった条文による第 99 条(5)の規定に基づく 4 月の期間が終了していなかったものについては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 99 条(5)に定められている要件が満たされることを条件として、その出願が取り下げられたとみなす旨の法的帰結は効力を有さない。

(4) 特許出願であって、連邦法、BGBI. INo, 149/2004、の施行前に有効であった条文による第 99 条(4)の規定に基づく、拒絶決定が送達されてから 2 週間の期間が前記連邦法の施行前に終了していなかったもの場合は、意見書の提出は、前記期間の終了時まで、追完することができる。

(5) 特許出願であって、連邦法、BGBI. INo, 149/2004 が施行される前に公告する旨の決定が採択されていなかったものは、前記連邦法施行以後に有効な手続規定に基づいて継続される。前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 99 条(5)の法的帰結は、特許庁の命令に応

答するために定められた期間が、前記連邦法の施行期日に終了していなかった場合は、効力を生じない。それらの特許出願は、前記連邦法の条文による第 101 条(1)の規定に基づく期間内に、公告が可能でなかった場合は、その期間の終了後においても公告される。

(6) (5)にいう特許出願に関しては、第 87a 条(2)3. において言及されている資料は、公開のための技術的準備が終了するまでは、提出することができるが、連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の条文による第 87a 条(3)1. に定められている期間が、前記連邦法の施行期日に既に終了していることを条件とする。

(7) (5)の規定による特許出願であって、連邦法, BGBI. INo, 149/2004, 施行前に有効であった条文による第 92a 条(1), (2), (3)又は(4)の規定に基づく、分割出願をするための期間が定められていたものについては、この期間は定められていなかったものとみなし、分割出願は、前記連邦法の条文による第 92a 条に定められている期間の終了まで、することができる。

(8) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の条文による第 92b 条最終文は、前記連邦法施行前に提出された変更請求には適用しない。

第 175 条

(1) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に有効であった条文による第 49 条(5)から(7)までは、前記連邦法施行前に提出された、権原不存在の宣言を求める請求に引き続き適用する。

(2) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に有効であった条文による第 145a 条及び第 145b 条は、審判部の決定が前記連邦法の施行期日より後に採択された場合に、引き続き適用する。

(3) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に有効であった条文による第 150 条(3), 第 156 条(3)から(5)まで、及び第 161 条は、前記連邦法の施行期日より前に提起された訴えに引き続き適用する。

(4) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に有効であった条文による第 21 条(1)の規定による委任状は、それが前記連邦法の施行期日以後に特許庁に提出された場合に限り、言及委任とみなす。

第 176 条

(1) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に提出された特許出願に関しては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 94 条を引き続き適用する。

(2) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前に提出された請求に関しては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 95 条(2), 第 132 条(1), (3)及び(4), 第 168 条(1), (2)及び(3)第 1, 第 4 及び第 5 文を引き続き適用する。

(3) 連邦法, BGBI. INo, 149/2004, の施行前日に納付期限が到来する年金に関しては、前記連邦法の施行前に有効であった条文による第 166 条(2)から(10)までを引き続き適用する。この規定はまた、前記連邦法の施行後に納付期限が到来するが、前記連邦法の施行前に適式に納付された年金にも適用する。

第 176a 条

(1) 連邦法, BGBI. INo. 149/2004(2004 年特許法及び手数料改正)の条文による第 101 条の施行までの処置は次の通りとする。

1. 連邦法, BGBI. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令 - 施行改正)の条文による第 81a 条

を、公告を公開の代りとする旨の条件を付して適用する。

2. 連邦法, BGBI. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令 – 施行改正)の条文による第 87a 条 (3)1. を, 第 87a 条(2)3. にいう情報を公開に関する決定がされるまで提出することができる旨の条件を付して適用する。

3. 連邦法, BGBI. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令 – 施行改正)の条文による第 87a 条 (3)2. は, 適用しない。

(2) 連邦法, BGBI. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令 – 施行改正)の条文による第 48 条の施行までは, 第 48 条は, 「生物材料」という用語が「微生物」という用語に取って代わる旨の条件を付して, 前記連邦法の施行前に有効であった条文によって適用する。

第 176b 条

(1) 2013 年 12 月 31 日の終了時に係属中の手続の続行についての権限は, 次のとおり適用される。

1. 不服申立部及び特許商標最高審判所の当該手続に関しては, ウィーン控訴裁判所への第 2 審として

2. 特許商標最高審判所に関しては, 最高裁判所への第 3 審として。この場合は, 非訟手続法第 62 条の必須条件は適用されない。

(2) 2013 年 12 月 31 日の終了前に不服申立が認容されている決定を技術部又は法律部が下し, 同日の終了前に不服申立がなされない場合は, 同決定に対して残存期限内に法律点に関する不服申立をすることができる。2013 年 12 月 31 日の終了前に当該決定に対してなされた不服申立は, 適時になされた法律点に関する審判請求とみなされる。

(3) 2013 年 12 月 31 日の終了前に不服申立が認容されている決定を無効部が下し, 同日の終了前に当該決定に対して上訴がなされない場合は, 同決定に対してその送達後 2 月以内に法律点に関する上訴又は不服申立をすることができる。

同決定に対して 2013 年 12 月 31 日の終了前になされた上訴は, 決定に対する認容される上訴が法律点に関する不服申立である場合は, 適時になされた上訴又は適時になされた法律点に関する不服申立とみなされる。

(4) 民事訴訟法第 482 条は, 無効部の決定に対して 2013 年 12 月 31 日の終了前になされた上訴に適用されない。

(5) 2013 年 12 月 31 日の終了前に特許商標最高審判所に対する不服申立が認容されている決定を不服申立部が採択し, 同日の終了前に当該決定に対して不服申立がなされない場合は, 同決定に対して残存期限内に更なる法律点に関する不服申立をすることができる(第 140 条(2))。更なる法律点に関する不服申立は, 非訟手続法第 62 条の要件なく認容され, ウィーン控訴裁判所になされなければならない。2013 年 12 月 31 日の終了前に不服申立部の決定に対してなされた不服申立は, 適時になされた更なる法律点に関する不服申立とみなされる。

(6) 2013 年 12 月 31 日の終了前になされた特許商標最高審判所の決定は, 連邦憲法(Federal Constitution Act)第 144 条(1)に従っての憲法裁判所(Constitutional Court)への不服申立によって審判請求の対象とすることができる。憲法裁判所での手続において, 特許商標最高審判所は同審判所が第 2 審として務めた場合はウィーン高等地方裁判所によって, また同審判所が第 3 審として務めた場合は最高裁判所によって, 代替することができる。該当する場合, 手続は関係する裁判所で続行する。

(7) 第 129 条から第 136 条までが、2013 年 12 月 31 日になおも係属中の上訴手続の一部として回復手続に引続き適用される。

(8) 第 127 条に従って回復が請求されている審判請求の対象とされた決定が、2013 年 12 月 31 日の終了前に不服申立部又は特許商標最高審判所によって採択された場合は、ウィーン控訴裁判所が回復の請求に対して決定する権限を有する。

第 177 条 最終規定

本法において言及されている他の連邦法の規定は、別段の定めがない限り、それらの個々の有効な条文を適用する。

第 178 条

本法に記載されている、人に関する全ての用語は、選択された形態に拘わりなく、両性を対象とする。

第 178a 条 [削除]

第 179 条

本法の施行については、次の者が責任を負う。

1. 第 51 条に関しては、連邦政府
2. 第 49 条(4)及び第 147 条から第 156 条まで、第 158 条から第 162 条まで及び第 165 条に関しては、連邦司法大臣
3. 第 126 条及び第 138bis 条から第 146 条までに関しては、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣
4. 第 57 条(2)に関しては、欧州及び国際問題担当連邦大臣との合意を条件として、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣
5. 第 58b 条(6)に関しては、経済、家族及び青年担当連邦大臣との合意を条件として、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣
5. 第 168 条(4)に関しては、連邦財務大臣との合意を条件として、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣
6. 第 57 条(2)に関しては、連邦外務大臣との合意を条件として、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣
7. 本法の前記以外の全ての規定に関しては、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣

第 180 条

(1) 連邦法、BGB1.No. 418/1992 の条文による第 21 条、第 60 条(4)及び(5)、第 64 条(3)及び(4)、第 68 条、第 78 条(1)、第 79 条、第 89 条(1)、第 90 条、第 94 条(2)、第 99 条(5)、第 166 条(3)及び(4)、第 168 条、第 169 条、第 171 条(2)、第 172a 条の見出し、第 172a 条、第 VI 章の見出し、並びに第 173 条は、連邦法、BGB1.No. 418/1992 の公布後第 4 月の初めから施行する。

(2) 第 167 条は、連邦法、BGB1.No. 418/1992 の公布後第 3 月の終わりをもって廃止する。

(3) 連邦法、BGB1.No. 418/1992 の条文による第 4 条(3)、第 21 条、第 48 条(1)2.、第 50 条、

第 77 条, 第 81 条(3), 第 90 条, 第 91a 条(1), 第 92 b 条の見出し, 第 92 b 条, 第 102 条(2)2. 及び 4. 並びに第 102 条(5)は, 1994 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 連邦法, BGBI. No. 181/1996 の条文による第 22 条及び第 28 条(1), 第 36 条, 第 37 条及び第 47 条(1), 第 80 条(1), 第 81 条(7), 第 110 条, 第 112 条(2), 第 137 条(2), 第 155 条及び第 166 条(3), 第 173 条(2)から(7)まで, 並びに第 173a 条は, 1996 年 1 月 1 日から施行する。

(5) 第 24 条, 第 25 条, 第 29 条の見出し, 第 29 条, 第 38 条の見出し, 第 38 条から第 42 条まで, 及び第 47 条(3), 第 110 条(2), 第 164 条の見出し, 並びに第 164 条, 第 172 条及び第 173 条 3. は, 1995 年 12 月 31 日の終わりををもって廃止する。

(6) 連邦法, BGBI. INo. 175/1998, の条文による第 3 条(2), 第 58 条(2), 第 58a 条及び第 60 条(3)d., 第 61 条(6), 第 62 条(4)3. から 5. まで, 第 70 条(5), 第 81 条(4), 第 93a 条, 第 93 b 条及び第 94 条(1), 第 95 条(1), 第 166 条(1), 第 172 b 条, 第 172 c 条並びに第 173 条 2. は, 連邦法, BGBI. INo. 175/1998 の公布後, 第 2 月の初めから施行する。同時に, 前に有効であった条文による第 62 条(4)3. 及びその見出しを含む第 110 条は廃止する。

(7) 連邦法, BGBI. INo. 175/1998, の条文による第 36 条(4)は, 1996 年 1 月 1 日から施行する。

(8) 連邦法, BGBI. INo. 143/2001, の条文による第 78 条(1), 第 82 条(2), 第 83 条, 第 120 条(5), 第 166 条(1), (3)及び(4)並びに第 168 条(1), (3)及び(4)は, 2002 年 1 月 1 日から施行する。

(9) 第 3 条(4), 第 5 条(1), 第 7 条(1), 第 20 条(3)及び(5), 第 21 条(1)及び(2), 第 22 条(3)から(5)まで, 第 22a 条, 第 28 条(2), 第 31 条, 第 32 条, 第 43 条(5), 第 45 条(1), 第 48 条(1)1. , 3. 及び 4. , 第 48 条(3), 第 49 条(5)から(7)まで, 第 50 条, 第 52 条(1), 第 57 条(1), 第 57 b 条, 第 58 b 条(3), 第 60 条(3), 第 62 条(3)及び(4), 第 62a 条, 第 63 条(2), 第 64 条(2), (4)及び(5), 第 68 条, 第 69 条, 第 70 条(2)及び(5), 第 71 条の見出し, 第 71 条, 第 72 条(2), 第 73 条(4), (8)及び(9), 第 74 条(1), (4), (10)及び(11), 第 76 条(2)から(4)まで, 第 78 条(2)及び(3), 第 79 条(1), 第 80 条(1)及び(2), 第 81 条(2)及び(3), 第 81a 条, 第 82 条(2)及び(5), 第 83 条, 第 84 条(1), 第 87 条(1), 第 87a 条(2)及び(3), 第 91 条(3), 第 91a 条, 第 92a 条, 第 92 b 条, 第 93 条(1), 第 94 条, 第 95 条(2), 第 99 条の見出し, 第 99 条, 第 100 条, 第 101 条の見出し, 第 101 条, 第 101a 条, 第 101 b 条の見出し, 第 101 b 条, 第 101 c 条の見出し, 第 101 c 条, 第 101 d 条の見出し, 第 101 d 条, 第 102 条, 第 103 条(2)から(6)まで, 第 104 条, 第 105 条, 第 107 条の見出し, 第 107 条, 第 108 条の見出し, 第 108 条, 第 112 条(2), 第 114 条(3), 第 115 条(2), 第 115a 条の見出し, 第 115a 条, 第 120 条(4)及び(5), 第 122 条(1), 第 125 条, 第 127 条(1)及び(4), 第 128 条, 第 128a 条の見出し, 第 128a 条, 第 129 条(2)2. , 第 129 条(3), 第 137 条(2), 第 138 条(2), 第 139 条(2)及び(3), 第 141 条, 第 142 条(1)1. , 第 145a 条の見出し, 第 145a 条, 第 145 b 条の見出し, 第 148 条, 第 150 条(3)及び(4), 第 151a 条の見出し, 第 151a 条, 第 152 条(2)及び(3), 第 154 条, 第 156 条(3)から(6)まで, 第 157 条の見出し, 第 157 条, 第 158 条の見出し, 第 158 条, 第 159 条, 第 160 条, 第 161 条, 第 VI 章の見出し, 第 173 条の見出し, 第 173 条から第 176 条まで, 第 177 条の見出し, 第 177 条から第 177 条までであって, 連邦法, BGBI. INo. 149/2004 の条文によるものは, 前記連邦法の公布後, 第 7 月の初めから施行する。同時に, 第 4 条(3), 第 49 条(6), 第 76 条(5), 第 90 条, 第 106 条の見出し, 第 106 条, 第

109条の見出し、第109条、第111条の見出し、第111条、第129条(2)3.、第132条、第V章、第172b条、第172c条、第173a条であって、その前に有効であった条文によるものは廃止する。

(10) 第21条(4)及び(5)、第58条、第58a条(4)、第60条(1)及び(2)、第61条、第72条(1)、第74条(3)、第75条(1)、第115条(1)、第119条(3)及び第181条であって、連邦法、BGB1. INo. 149/2004の条文によるものは、前記連邦法の公布日の翌日の初めから施行する。同時に、第59条、第60条(4)及び(5)であって、その前に有効であった条文によるものは廃止する。

(11) 第1条(2)から(4)まで、第2条、第3条(3)、第22b条、第22c条、第36条(2)から(5)まで、第37条、第38条の見出し、第38条、第47条(1)、第81a条の見出し、第81a条、第87a条(2)及び(3)、第89a条、第102条(2)4. 及び第182条であって、連邦法、BGB1. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令－施行改正)の条文によるものは、前記連邦法の公布日の翌日の初めから施行する。同時に、第36条(4)から(7)まで及び第37条の見出しであって、その前に有効であった条文によるもの並びに第81a条、第87a条(2)及び(3)及び第102条(2)4. であって、連邦法、BGB1. INo. 149/2004(特許法及び手数料改正)の条文によるものは、廃止する。

(12) 第48条(1)4. 及び第48条(3)であって、連邦法、BGB1. INo. 42/2005(バイオテクノロジー指令－施行改正)の条文によるものは、連邦法、BGB1. INo. 42/2005(特許法及び手数料改正)の条文による第101条の効力発生と同時に、施行する。同時に、第48条(1)4. 及び第48条(3)であって、連邦法、BGB1. INo. 149/2004(特許法及び手数料改正)の条文によるものは、廃止する。

(13) 第159条(3)であって、連邦法、BGB1. INo. 151/2005、の条文によるものは、2006年1月1日から施行する。

第180a条

(1) 第22条(1)、第57a条、第60条(3)、第61条(3)、第62条(2)及び(7)、第81条(4)、第111a条の見出し、第111a条(3)及び第181a条であって、連邦法、BGB1. INo. 130/2005、の条文による修正は、前記連邦法の公布の翌日の初めから施行する。

(2) 第64条(4)、第67条(1)、第75条(2)、第79条(2)、第92条、第95条(3)であって、連邦法、BGB1. INo. 130/2005、の条文による修正は、2006年1月1日から施行する。

(3) 商業及び再建担当連邦大臣による命令であって、特許商標最高審判所の構成員の官服の種類及び着用に関するもの、連邦法、BGB1. INo. 293/1965、経済問題連邦大臣の命令であって、1970年の特許法、特許条約導入法、1996年の補充的保護証明書法、実用新案法、半導体保護法、1970年の商標保護法、1990年の意匠保護法(特許、実用新案、商標及び意匠命令－PGMMV)に関するもの及び経済問題担当連邦大臣による命令であって、特許庁による公報の発行に関するものは、2005年12月31日を以て廃止する。

(4) 第151a条、第151b条の見出し、第151b条及び第183条であって、連邦法、BGB1. INo. 96/2006、の条文によるものは、前記連邦法の公布の翌日の初めから施行する。

(5) 第1条(1)、第3条(2)及び(3)、第22a条、第60条(3)1. 及び第173条(3)であって、連邦法、BGB1. INo. 81/2007、の条文によるものは、欧州特許条約の改正条約の施行と同時に施行する。

(6) 第 21 条(4)であって、連邦法, BGBI. INo. 81/2007, の条文によるものは、前記連邦法の公布の翌日の初めから施行する。

(7) 第 54 条(2), 第 58 b 条(6), 第 74 条(9), 第 157 条(1)2. , 第 178a 条, 第 179 条(5)及び(6)であって、連邦法, BGBI. INo. 126/2009, の条文によるものは、2010 年 1 月 1 日から施行する。

(8) 第 58 条(1), 第 58a 条(1)及び(2), 第 58 b 条(3)及び(5), 第 60 条(3)1. , 第 62 条(1), 第 64 条(2)第 2 文及び第 V 章であって、連邦法, BGBI. INo. 126/2009, の条文によるものは、前記連邦法の公布の翌日の初めから施行する。

第 180b 条

(1) 連邦法, BGBI. INo. 135/2009 によって改正された第 76 条(1), 第 2 文は、2010 年 1 月 1 日に施行する。

(2) 連邦法, BGBI. INo. 126/2013 によって改正された第 21 条(1), (4)及び(6), 第 37 条(5), 第 60 条(3)No. 2)及び 3), 第 61 条(2), (3)及び(6), 第 62 条(8), 第 63 条, 第 66 条, 第 67 条, 第 76 条, 第 77 条, 第 82 条(4), 第 83 条, 第 84 条(3), 第 85 条, 第 95 条(3), 第 103 条(5), 第 111a 条(5), 第 114a 条(1), 第 115 条(3)及び(4), 第 119 条(1)及び(3), 第 125 条(1), 第 126 条, 第 127 条(4), 第 129 条(2), 第 130 条(2), 第 137 条, 第 4 章見出し, 見出しを含む第 138 条から第 146 条まで, 先の第 4 章の改称, 第 156 条(6), 第 157 条の見出し, 第 157 条(1)No. 5), 第 160 条, 第 162 条(1), 先の第 5 章及び第 6 章の改称, 第 176b 条並びに第 179 条 No. 3 は、2014 年 1 月 1 日に施行する。同時に第 60 条(3)No. 4, 見出しを含む第 70 条から第 75 条まで及び第 178a 条は、先に適用される条文での法的効果を失う。

第 181 条

本法の個々の有効な条文を基にする命令は、施行する連邦法の公布の翌日の初めから制定することができるが、施行される法的規定より前には効力を生じない。

第 181a 条

(1) 人間用医薬品に関する共同体規程についての指令 2001/83/EC であって、指令 2001/83/EC を改正する、2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び評議会の指令 2004/27/EC によって改正されたもの、2004 年 4 月 30 日付官報, No. L136, p34, の第 10 条(6)は、本法によって施行する。

(2) 獣医学的医薬品に関する共同体規程についての指令 2001/82/EC であって、指令 2001/82/EC を改正する、2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び評議会の指令 2004/28/EC によって改正されたもの、2004 年 4 月 30 日付官報, No. L136, p34, の第 13 条(6)は、本法によって施行する。

第 182 条

生物工学的発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日付の欧州議会及び評議会の指令 98/44/EC, 1998 年 7 月 30 日付官報 No. L213, p 13 は、本法によって施行する。

第 183 条

本法により、特許法を、財産権の実施に関する欧州議会及び評議会の指令 2004/48/EC, 2004

年4月30日付官報No. L157に適合させる。